

総務警察委員会記録

開催日時 平成30年12月11日(火) 13:05～16:59

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

中村 昭 委員長
松本 宗弘 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
川田 裕 委員
中野 雅史 委員
山本 進章 委員
小泉 米造 委員
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 末光 総務部長
上田 危機管理監
山下 地域振興部長
前阪 南部東部振興監
折原 観光局長
遠藤 警察本部長
星場 警務部長
森本 生活安全部長
太田 刑事部長
桑原 交通部長
片桐 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第 95号 平成30年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(総務警察委員会所管分)

議第 96号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(総務警察委員会所管分)

議第 97号 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額
並びにその支給条例等の一部を改正する条例

議第 98号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議第 99号 奈良県税条例の一部を改正する条例

議第 109号 当せん金付証票の発売について

報第 31号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告に
ついて

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから、総務警察委員会を開会します。

なお、理事者におかれましては、石井医療・介護保険局次長兼総務部次長が厚生委員会への出席のため欠席であり、また、福井ならの観光力向上課長も欠席との連絡を受けておりますので、よろしくお願いします。

なお、傍聴の方が1名申し出がございましたので、入室をしていただきたいと思います。この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室していただきたいと思いますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いを申し上げます。

それでは、付託議案につきまして、総務部長、地域振興部長、警察本部長の順にご説明を願います。なお、理事者におかれましては、着席にてのご説明、ご報告といたします。

○末光総務部長 中村委員長から着席にて説明、報告とのご配慮をいただきましたので、着席して説明させていただきます。

第334回定例県議会提出の議案のうち、全体の概要及び総務部に関する事項について

ご説明します。その他の部局に関するものについては、それぞれの部局長が所管の委員会でご説明します。

11月30日に提出しました議案の全体の概要ですが、議第95号の予算が1件、議第96号から議第102号までの条例の改正が7件、議第103号から議第109号までの契約等が7件、報第30号及び報第31号の専決処分の報告が2件の合計17件です。

以下、総務部に関するものについてご説明します。

まず、契約等についてですが、資料「平成30年度一般会計補正予算案その他」107ページ、議第109号「当せん金付証票の発売について」です。これは当せん金付証票、いわゆる宝くじの平成31年度における本県の発売総額について、100億円以内とするもので、今年度と同額です。

続いて、補正予算案について、別の資料「平成30年11月定例県議会提出予算案の概要」により内容をご説明します。1ページ、一般会計補正予算（第3号）についてです。歳入歳出それぞれ41億1,800万円余、また、新規の繰越明許費として2億9,300万円余、債務負担行為として、追加と変更合わせて28億7,500万円余を計上しています。これらは、本年8月に発生した台風20号等による被害への対応や、県立高等学校の耐震化など、緊急に措置を必要とするものについて計上するもので、政策体系別の内訳は資料に記載のとおりです。

歳入予算についてですが、特定財源として、国営農業用水再編対策事業費分担金として分担金及び負担金を8,900万円余、土木施設災害復旧費負担金などの国庫支出金を14億6,600万円余、地域医療介護総合確保基金運用収入として財産収入を13万7,000円、地域振興基金繰入金を200万円余、文化財修理等受託事業収入として諸収入を1,700万円、土木施設災害復旧事業債などの県債を7億4,200万円余計上するとともに、残余の一般財源として地方交付税を4億8,200万円余、繰越金を13億1,600万円余計上しています。この結果、一般会計の総額は5,134億7,900万円余となり、当初予算に対し1.3%の増、前年同期比では4.7%の増となっています。

なお、補正予算の各歳入歳出の款項の内訳は、先ほどごらんいただいた資料「平成30年度一般会計補正予算案その他」に記載しています。

歳出予算については、私からは、総務部に関するもの2件をご説明します。

1件目は、資料「平成30年11月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ「7 経営資源の活用による行財政マネジメントを推進します。」という欄の中の財政調整基金積

立金ですが、平成29年度決算剰余金の18億1,600万円余について、地方財政法第7条第1項に基づいて、2分の1を下回らない額である9億1,000万円を積み立てるものです。

2件目は、同じ欄の中の給与改定に伴う増額ですが、本年10月の人事委員会からの給与に関する勧告等に鑑み、給与改定を実施することにより増額となる5億4,300万円余のうち、総務部、議会事務局、監査委員事務局に関するものは、特別職200万円余、一般職2,000万円余、合わせて2,300万円余です。

続いて、条例案について、資料「平成30年11月定例県議会提出条例」により、私からは総務部所管の3件についてご説明します。

1件目は3ページ、議第97号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例」ですが、これは、国の指定職及び特別職の給与改定に準じて、県議会議員、知事及び副知事、常勤の委員並びに教育長の期末手当を0.05月分引き上げるため、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例ほか3つの関連条例を改正するものです。施行期日は、一部を除き平成30年12月25日からとじていますが、平成30年度分の期末手当については平成30年12月1日からの適用としており、また、平成31年度以降分の期末手当については平成31年4月1日の施行としております。

2件目は14ページからの議第98号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」ですが、これは、人事委員会の給与に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定等を行うものです。具体的には、人事委員会勧告に準じて給料表並びに初任給調整手当及び宿日直手当の上限額を引き上げ、また、平成31年度以降の期末手当について、支給月数の割り振り変更を行います。このほか、勤勉手当の支給月数について、平成30年12月期分については支給月数を0.05月分引き上げ、平成31年度以降分については、16ページから17ページに記載のとおりとします。また、任期付職員及び任期付研究員についても、人事委員会勧告に準じて給料表を引き上げるとともに、期末手当を17ページから18ページに記載のとおりとします。施行期日は、一部を除き平成30年12月25日からとじていますが、人事委員会勧告に準ずる給料表の改定等については平成30年4月1日から、平成30年度分の勤勉手当等については平成30年12月1日からの適用とし、また、平成31年度以降分の勤勉手当等については平成31年4月1日施行としております。

3件目は30ページ、議第99号「奈良県税条例の一部を改正する条例」ですが、これは、個人県民税の所得割の納税義務者が所得割の額から控除することができる寄附金に、公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に対して支出した寄附金を追加するもので、施行期日は公布の日としています。

以上が、今回提出の議案の概要及び総務部所管に係るもののご説明です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山下地域振興部長 中村委員長よりご配慮いただき、ありがとうございます。着席にてご説明しますので、よろしくお願い致します。

それでは、地域振興部所管の平成30年11月補正予算について、資料「平成30年11月定例県議会提出予算案の概要」でご説明します。

4ページの「5 奈良が有する観光資源や歴史・文化資源を活用し、県内への誘客を促進し、観光産業を振興します。」という欄の中のムジークフェストなら2019開催事業ですが、さらなる文化芸術活動の活性化を図るとともに、誘客を促進するため、平成31年5月18日から6月9日までの23日間開催する予定です。具体的には、奈良公園春日野園地での大規模野外コンサートや社寺を中心に開催する奈良ならではのコンサートに加え、新たにぐるっとバスと連携した周遊企画を実施するなど、県内各地でコンサートを開催する予定で、それらの事業内容を早期に決定し、広報を展開するため、事前準備費用として1,340万円の補正予算をお願いするものです。また、平成31年度の事業実施に当たり、今年度中に契約事務を行い、翌年度早々に執行する経費として7,840万円の債務負担行為の追加補正をお願いするものです。

同じ欄の文化財保存事業費補助金については、台風20号及び台風21号により被害を受けた文化財の復旧に対し補助を行うもので、2,087万7,000円のうち、地域振興部においては、県指定文化財である香芝市の志都美神社の社そう、生駒市の往馬大社の社そう、大和郡山市の杵築神社本殿など5カ所の復旧を支援し、文化資源の活用を図るため、441万2,000円の補正予算をお願いするものです。

続いて5ページ、「7 経営資源の活用による行財政マネジメントを推進します。」の欄の中の知事及び県議会議員選挙執行経費ですが、平成31年4月に執行予定の知事及び県議会議員選挙に必要な費用のうち、平成30年度中に必要な費用として2億8,020万円の補正予算をお願いするものです。また、県議会議員選挙の選挙公報の発行に当たり、今年度中に契約事務を行い、翌年度早々に執行する経費として620万円の債務負担行為

の追加補正をお願いするものです。

同じ欄の給与改定に伴う増額については、10月の人事委員会からの勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することにより増額となる5億4,300万円余のうち、地域振興部に関するものは一般職1,000万円余です。

以上で、地域振興部所管の一般会計補正予算に係る説明を終わらせていただきます。

続いて、議第96号「奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、資料「平成30年11月定例県議会提出条例」の1ページでご説明します。本条例は、事務を処理することとする町村を追加するため所要の改正を行うものですが、うち地域振興部に係るものは、簡易専用水道の清掃の指示等の事務を御杖村に移譲するものです。

以上で、条例改正に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○遠藤警察本部長 中村委員長のご配慮をいただきましたので、着席にてご説明します。

私からは、警察本部所管の提出議案についてご説明しますが、警察本部所管の議案は、平成30年度一般会計補正予算案及び専決処分の報告についてです。

まず、平成30年度一般会計補正予算案についてですが、資料「平成30年11月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、「7 経営資源の活用による行財政マネジメントを推進します。」の欄の給与改定に伴う増額についてで、補正額全体5億4,300万円余のうち、警察本部に関係するのは1億1,500万円余で、全て一般職の職員分です。

次に、専決処分の報告についてですが、資料「平成30年度一般会計補正予算案その他」の113ページ、報第31号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」の「自動車事故にかかる損害賠償額の決定について」です。内容は114ページですが、9月定例県議会以降に損害賠償額が決定したもので、警察本部に関するものは計4件、損害賠償額の合計額は32万5,345円です。それぞれの事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は資料に記載のとおりです。安全運転の徹底及び公用車の適正な管理については、これまでも指導を行っていますが、これらについてさらなる徹底をして、事故防止に努めていきます。

○中村委員長 それでは、ただいまの説明についての質疑があれば、ご発言を願います。

なお、その他の事項につきましては、後ほど質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。今はあくまで、付託議案についての質疑だけでお願いたします。

○川田委員 それでは、まず、議第95号「平成30年度奈良県一般会計補正予算（第3

号)」についてお聞きします。この補正予算には、議第98号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」による増額分も含まれていますね。資料「平成30年11月定例県議会提出予算案の概要」の5ページによれば、その分としては約5億4,300万円ということで、5億円を超えて県職員の給与を上げているわけですが、ことしの民間の状況はいかがなのですか。人事委員会の勧告は4月時点で判断していることはわかっているのですけれども、そもそも、民間の給与が上がっていないのに、県職員の給与を上げるのはおかしな話です。昨年も、民間の給与は実は下がっていたけれども、下げ幅が県職員よりも少なかったからその分を修正するなどといって、県職員の給与は上げられました。県職員の場合、給料表は全然変わっておらず、職員の構成が変わったことにより平均給与額が下がっただけなのですが、それでも上げられたわけです。奈良県ではそのようなこともあるため、その辺を確認したいと思います。

人事委員会はきょうは来ていないのですか。

○乾人事課長 本日、人事委員会は出席していませんので、人事課からお答えします。本年10月に人事委員会から勧告をいただいて、その中で公民較差が0.18%と示されています。人事課としてお答えできるのは以上です。中身については、差し控えさせていただきます。

○川田委員 議案として提出しているのならば、説明者がいないとだめではないですか。審議ができないではないですか。審議しなければならない委員会において、中身を差し控えるなどと答弁されたら、審議できないではないですか。それはいかがなのですか。

○乾人事課長 人事委員会勧告の中身について、人事課からご答弁するのはおこがましいかと思ひまして、そのようにご答弁をさせていただきました。以上です。

○川田委員 それでは、人事委員会勧告は関係なしに、今の民間の状況はどうなのですか。

○中村委員長 わかる範囲で教えてください。

○乾人事課長 済みません。民間の状況については、人事課としては数字を算出していませんが、人事委員会勧告によれば、公民較差は0.18%だと認識しています。以上です。

○川田委員 それでは審議にならないのですけれども。中村委員長、これについても、きょう採決するのですよね。

○中村委員長 各付託議案については、ここで採決をします。

川田委員、今、公民較差は0.18%という答弁があったわけですから、川田委員の質疑の趣旨はわかりますが、きょうのこの場で詳細な説明というのは無理だと思いますので、

無理だということで進めてくれますか。

○川田委員 わかりました。それならば、政策推進課などは全体的に見られていると思うのですけれども、そのあたりはどうなのですか。もちろん財政課であれば、民間の状況も意識すれば、財政の組み方も変わってくるのではないですか。国の場合は政府投資ということもありますけれども、奈良県の今年度の民間の状況はいかがなのですか。

○川上財政課長 済みません、今はその資料を持ち合わせていませんので、答弁できない状態です。以上です。

○川田委員 きっちりした資料はないとしても、日ごろからそのようなことは見られているでしょう。細かい数字は別にして、大きな流れはどうですか。

○川上財政課長 財政課では、民間の給与といいますか、有効求人倍率などについては上昇しているということですので、雇用状況については、一定程度は改善の方向にあるのではないかという認識は持っています。以上です。

○川田委員 それでは、聞き方を変えますけれども、これは財政課が担当だと思いますが、今回可決すれば、人件費が5億円を超えて上がるわけですね。他方、民間の方で収入がふえているのであれば、当然、税金がふえるという構図になるわけですが、その両者の比較はどうなのですか。税金がふえていないのに、人件費だけが上がるということになれば、住民に使えるお金が減るという計算になるではないですか。そのあたりの観点を聞かせていただけますか。

○川上財政課長 済みません、税金の関係については税務課の所管かと思いますが、平成30年度においても、税金は平成29年度よりも伸びており、それで当初予算を計上させていただいています。以上です。

○川田委員 どれくらいの額が上がる感じですか。予算ですので、確定ではないでしょうけれども。

○中村委員長 わかる範囲で結構です。

○川上財政課長 当初予算で県税収入として計上させていただいている分は、今年度は1,224億円ということで、当初予算段階の数字ですが、前年度より79億円の増と見込んでいます。

○川田委員 その79億円と、今回の補正予算で計上している5億何円とを比べたら、それはいかがですか。全部が人件費に充てられるわけではありませんし、地方交付税も考えないといけません、どうですか。

○川上財政課長 今回の議案としてご提出させていただいている補正予算案のうち、人件費などもろもろの経費を計上している一般財源相当部分の財源については、平成29年度の決算剰余金のうち、当初予算で既に計上させていただいている5億円を除いた分と、あと、今年度の国からの地方交付税が、当初予算において計上した分よりも多目に来ましたので、それを今回の補正予算の財源として使わせていただきました。以上です。

○川田委員 わかりにくいですね。それでは簡単に聞きます。今回、5億何円かの人件費が上がって、歳出がふえるわけですね。今言われた税収の見通しによれば、税収がふえるということは、構図的には地方交付税が減るわけですから、よほどふえない限りは、奈良県に入ってくるお金は、それほどは変わらないと思います。留保財源の分がありますけれども、その分を加味した場合、住民に使えるお金はふえるのか減るのか、どちらですか。

○川上財政課長 地方交付税額の算定は、一応、基準財政収入額と基準財政需要額の差し引きによるわけですが、税収については、税目でいろいろあるものの、一般的には、基準財政収入額として算定されるのは税収の75%程度となっていますので、税収がふえると、川田委員がお述べのいわゆる留保財源がふえていくという構図になるものです。以上です。

○川田委員 聞いていることに答えてくれれていません。住民に使えるお金がふえるのか減るのかを聞いているのです。

○川上財政課長 結果としては、その留保財源部分については、住民に使えるお金はふえるものだと認識しています。以上です。

○川田委員 今の説明はおかしいと思うのですけれどもね。国からのいわゆる留意事項などは、まだ出ていないのですか。今、国のほうで、地方財政計画の財源についてヒアリングをやっていますが、たしか、いつも1月くらいに出てきますね。基本的なルールとしては税収の25%が留保財源となっていますが、平成13年度以降、臨時財政対策債が登場してからは、そうはなっていないではないですか。ほとんど留保財源などないのと一緒の状態ではないですか。借金に頼って、赤字国債みたいなものですよね。私がいつも言っている持論ですが、臨時財政対策債はあくまでも、地方行政で言えば、医療費などの社会保障費、民生費関係がやはり右肩上がりにふえているので、その足りない分の財源として充てていることになっているのですよ。あれは借金であり、将来返さなければいけません。ところが、地方財政計画のマクロ水準で見れば、一般財源総額にはまるでキャップがかかっているかのように上限があって、ほとんどふえないではないですか。国が交付税措置を

するというところで基準財政需要額に入れられても、結局、自分で返さなければならないことと同じ計算になっているわけです。この点は、阿部前財政課長も認めておられて、そういった状況だから、エビデンスのないものには絶対に予算はつけないという強い決意をお示しになったということです。それから考えれば、税収がふえたから留保財源がふえると言っても、その分どうせ臨時財政対策債は減るでしょう。地方財政計画の一般財源総額にはキャップがかかっているのですから。ということは、ふえるかどうかを聞いている答えとしては、今の説明は適切ではないのではないですか。

○川上財政課長 先ほどの説明は、地方交付税と県税との兼ね合いについて、お示しさせていただきます。

ここ数年、地方の一般財源総額は、国のほうでもほぼ横ばいとされているのは、川田委員がお述べのとおり事実です。それを本県に当てはめた場合にどうなるかについては、地方交付税の算定など、個々の団体によりいろいろな違いがあるように思います。ただ、川田委員のご指摘のように、臨時財政対策債については、地方の借金というか、返さなければならないことは事実ですので、それも含めてどのように予算を組んでいくかについては、留意しながら対応していく必要があると認識しています。以上です。

○中村委員長 川田委員、この議論については大体よくわかりましたので。

○川田委員 中村委員長としては、もうこれ以上やっても、議論がかみ合っていないからやめておこうということですね。

○中村委員長 はい、そうです。

○川田委員 川上財政課長、このような議論は大切だと思うのですよ。日ごろから考えておく必要があると思います。県という大きな組織のトップクラスである財政課長といえば、やはり、それくらいのことを求められる方がなられていると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次、議第96号「奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、内容としては、御杖村がふえるわけですね。それ自体はいいのです。地方自治法上協議があって、了解があるから、この条例案が提案されてきていることはわかります。問題なのは、最近大きく問題になっている行政の事務量です。なぜなら、県の場合は人事院とは関係ないですが、ここ数年、行財政改革ということも含めて、職員定数がずっと減ってきていますよね。ところが、事務量はそれに比例して減っているかということ、逆にふえているのではないですか。確かに、ICT（情報通信技術）化を進めて効率化す

る方向性にはありますが、効率化が進むスピードと事務量の多いまま職員定数が減っていく度合いについてかけ合いの計算をしたら、どうしても事務量がふえていく指数のほうが高くなってしまふのが現状だと思うのです。これは市町村も含めて同じだと思います。もう法改正されましたが、以前は、国の機関委任事務が法定されていましたが。今、事務量削減にどのように取り組んでいるのですか。やはり、昔ながらの本当に必要かどうかわからない事務がたくさんあるようなことを、よく職員から聞くのですけれども。こうやって市町村に事務を移譲すると言えば、奈良県の事務は減るけれども、市町村の事務がふえるということで、そのあたりはどのように見られていますか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 この事務処理特例条例の所管は、行政経営・ファシリティマネジメント課ですので、まず、市町村への権限移譲についてご説明させていただきたいのですが、川田委員がお述べのように、小さい市町村の場合は職員数が少ない中になるため、市町村が移譲を受けるのかどうかについては、県は無理強いをしているわけではなく、基本的に、市町村に対してメニューを示して、自らその事務をやりたいという市町村に手を挙げてもらい、希望された市町村に移譲するというスタンスで取り組んでいます。

ちなみに、今回の改正部分である簡易専用水道については、県下市町村のうち、12市については既に法律で市の事務になっており、町村においても、3町村が自ら事務をやっているという中で、御杖村が自らやりたいと手を挙げられましたので、確かにその分は事務量はふえますけれども、ご希望ということで、今回移譲させていただきたいと思っています。

○川田委員 今後、移譲を予定されている事務は、あとどれくらいあるのですか。市町村にしてみれば、県から提示してあげないとわからないというのもありますし、一遍に言われても困るでしょうから、予定などはいかがですか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 現在、県から事務の移譲を進めているのが61法令で600事務くらいありますが、全くの新規で取り組みませんかという事務はありません。先ほども申したように、市に対しては法律で既に移譲されていたり、ほかの市町村で既に事務の移譲を受けて取り組んでおられるといったもので、要は、そのような事務であれば、新たに移譲されても取り組みやすいのではないかとということで、メニューをお示ししているところです。以上です。

○川田委員 基本的方針とは言わないまでも、基礎自治体で基本的な事務は受けていく、

一番住民に身近な基礎自治体に渡せるものは渡して、基礎自治体がやっていけばいいという考えが、その背景にあるのでしょうか。地方自治法でも、都道府県は広域行政事務を処理すると定められていますから。ただ、その逆のバージョン、市町村の事務で、まとめて県に移譲したほうがいいような事務はないのでしょうか。先ほどの事務量削減の話とは変わってしまいますが、そのあたりの考えはどうですか。いきなり聞いていますので、何々がありますという答弁は多分無理だと思いますが、考えとしてはどうですか。そういったものも今後、調査研究はしていく必要があるというところに落ちつくと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 市町村の事務を県に吸い上げるほうは直接の所管ではありませんので、なかなかコメントはしづらいですけれども、例えば私の知っている範囲ですが、市町村の土木技術職員が少ないので、橋りょうの点検を県で一括して行うような奈良モデル的な取り組みはやっていると思いますので、そのようなことは引き続き行われるだろうと考えています。以上です。

○川田委員 そうであれば、市町村振興課になりますね。その他の質問として、奈良モデル関係でも聞けたら聞きますので、考えておいていただけたらと思います。

それでは次、議第97号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例」についてですが、どこの議会でも提案されてまだ審議中だと思いますので、ほかの自治体の傾向はわからないかもしれませんが、国民所得がふえていないのに、議員など特別職の期末手当を上げていくのはおかしい話だと思います。そのあたりは、先ほど議第95号の補正予算案のところでも聞いたのですけれども、同じような回答になるのでしょうか。

○乾人事課長 特別職の期末手当の改定については、従前より国の指定職等の引き上げ等に連動して、給与改定案を上程させていただいているところです。多分、ほかの自治体も同様の手続になっているだろうと思います。ちなみに、昨年度も同様の上程をさせていただきましたが、昨年度の実績としては、41団体が国に連動して給与改定をされたと聞いています。以上です。

○川田委員 ということは、47都道府県のうち6団体は、期末手当が上げられていないということですか。

○乾人事課長 手元の昨年度の資料によれば、そうです、41団体だけが上げたことになります。以上です。

○川田委員 そうでしょうね。今、GDP（国内総生産）などは若干伸びてきているようなデータは出ていますけれども、実際に一般所得層はどうかということ。金持ちは一部ですから。大体、平均値で見ると、中央値を見た場合にかなり移動が激しくなるので、それからいけば一般所得層が多いのですが、そこが上がっているかどうか、民間が上がったかどうかという視点になってくると思います。それにしても、昨年度、6団体は上げていらっしやらないということで、そういった状況だということですね。これについては、もうわかりました。

次は、議第99号「奈良県税条例の一部を改正する条例」についてですが、これは「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の関係ですね。これは関西広域連合でも取り組んでいて、私は関西広域連合議会の議員ですので説明も受けています。今回の条例改正は、奈良県民の方がこの開催に対して寄附をした場合に税金が控除されるという、期間限定の特例を設けるという解釈でよろしいですか。

○野村税務課長 川田委員がお述べのとおり、期間限定で、奈良県民の方が寄附されたら、個人県民税から寄附金控除されるという仕組みです。以上です。

○川田委員 わかりました。ただ、これはいつも言っている感想で、野村税務課長に対して言うわけではありませんが、ワールドマスターズゲームズについて、兵庫県や徳島県には多くの競技種目の会場が置かれますが、奈良県はカヌーと綱引きの2種目しかありません。それらも立派なスポーツだと思いますが、もう少しあってもよいのではないのでしょうか。関西広域連合議会に出席すると、奈良県にはなぜ会場がこれほど少ないのかなど、いろいろ聞こえてきて、非常に肩身が狭いので、野村税務課長には全然関係ないですけれども、感想として申し上げておきます。

付託議案についてはこれだけ、以上です。

○中村委員長 ほかに付託されました議案につきまして、ご質疑がある方は。それでは、ほかに質疑もないようですので、理事者に対する付託議案の質疑はこれをもって終わらせていただきます。

続きまして、付託議案につきまして委員の意見を求めます。ご発言をお願いをします。

○山村委員 日本共産党ですが、議第95号「平成30年度奈良県一般会計補正予算（第3号）」については、県議会議員の議員報酬、特別職の報酬引き上げが含まれていますので、反対をいたします。それから、議第97号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例」は、県議会議員の議員

報酬を引き上げるといふことですので、反対いたします。

○川田委員 それでは、無所属1人ですけれども、議第95号「平成30年度奈良県一般会計補正予算（第3号）」については、今、日本共産党がおっしゃったように、県議会議員の報酬引き上げが含まれるので反対、同じく、議第97号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例」についても反対です。ほかの議案には賛成します。

○中村委員長 議第98号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」には賛成ですか。

○川田委員 賛成です。

○中村委員長 わかりました。無所属の川田委員は、議第95号と議第97号に反対ということですね。

それでは、ただいま付託を受けました各議案につきまして採決を行いたいと思います。

2委員から、議第95号と議第97号につきまして反対の意見がございました。それで、まず、起立採決で行いたいと思います。

議第95号中・当委員会所管分につきましては、委員より反対の意見がございましたので、起立により採決をいたします。議第95号中・当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。起立多数でございます。よって、議第95号中・当委員会所管分は、原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第97号につきましては、委員により反対意見がございましたので、これも起立により採決をいたします。議第97号につきまして、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。起立多数であります。よって、議第97号は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案につきましては、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りします。議第96号中、当委員会所管分、議第98号、議題99号及

び議第109号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本議案は、いずれも原案どおり可決することになりました。

次に、報告案件についてでございます。報第31号中・当委員会所管分につきましては、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

続きまして、その他の事項に入ります。

まず、総務部長から「奈良県産業廃棄物税条例の検討状況について」、地域振興部長から「新領域水道ビジョンについて」ほか1件、観光局長から「平成30年度大立山まつり実施計画について」報告を行いたいとの申し出がございましたので、順次ご報告願います。

○末光総務部長 それでは、奈良県の産業廃棄物税条例の検討状況について、引き続き着座にて、報告させていただきます。

まず、資料1-1「奈良県産業廃棄物税条例」の検討状況で、奈良県産業廃棄物税条例の経緯等をご説明します。この条例ですけれども、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量、その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として平成16年4月1日から施行し、5年ごとに検討を行っています。今年度は3度目の検討を行うもので、今回の検討においては、奈良県税制調査会でご議論いただいた上で、8月6日に諮問を行い、資料1-3「産業廃棄物税について(答申)」のとおり11月16日に答申をいただきました。

次に、資料1-2「奈良県産業廃棄物税について」で、産業廃棄物の動向からご説明します。1番目、産業廃棄物税税込と事業費等の推移ですが、税収は近年横ばいですが、平成26年度から平成30年度までの5年間、税収総額に見合った事業執行を行っているところです。2番目の産業廃棄物の排出量については、この産業廃棄物税の導入直後の平成17年度に比べて減少しているところです。3番目の再生利用率については減少しており、減少を抑制する必要があると認識しています。4番目の最終処分量は減少していますが、5番目の最終処分率はほぼ横ばいで、引き下げる必要があると思います。6番目の不法投棄等件数の推移ですが、こちらは減少し、低い水準です。

同じ資料1-2で、税の使途事業についてご説明します。使途事業としては、①排出抑

制・減量化・再生利用の推進と、②適正処理の推進（監視体制の強化）の2つを大きな柱として進めてきました。まず、①排出抑制・減量化・再生利用の推進のうち、排出抑制・減量化の推進としては、排出事業者の研究開発や設備導入への支援、環境カウンセラー派遣などを実施し、再生利用の推進では、奈良県リサイクル認定製品の普及などを実施しています。次に、②適正処理の推進（監視体制の強化）としては、各種パトロールの実施や市町村支援に加え、不法投棄撲滅に向けた啓発活動などを実施しています。このような現状を踏まえて、奈良県税制調査会でご議論いただいた結果、産業廃棄物税についての答申をいただいたところです。

この答申の内容について、資料1-3「産業廃棄物税について（答申）」で簡単にご説明します。まず、1ページ目から2ページ目にかけて、産業廃棄物税の評価について述べられていますが、まとめると、産業廃棄物の排出量は減少傾向にある等、税の賦課によって一定の政策効果が実現していることが推断され、今後とも産業廃棄物の一層の排出抑制と再生利用等の推進を図るため、引き続き産業廃棄物税を継続することが適当との答申をいただきました。次に、2ページ目から3ページ目にかけてですが、使途事業と税率のいづれについても、現行の継続は適当という内容で答申をいただきました。そして、3ページ目の最後では、産業廃棄物税の見直し規定について、5年後をめどとして産業廃棄物税制度の施行状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて検討を行い、その上で必要な措置を講ずることが適当との答申をいただきました。この答申を踏まえて、次の2月定例県議会において、必要な条例改正を提案させていただきたいと考えています。

私からの報告は以上です。よろしくお願いたします。

○山下地域振興部長 私からは2点、引き続き着座にて報告をさせていただきます。

まず1点目、県営水道を含めた水道事業者の基盤強化を図るために策定します、新県域水道ビジョンの骨子（案）について、資料2「新県域水道ビジョンの骨子（案）上水道エリア・簡易水道エリアについて」でご説明します。水道事業に関しては、人口減少に伴う水需要の減少とともに施設の老朽化や耐震化のための更新費用の増大、それを支える人員の不足などの課題があるため、新ビジョンでは、1ページ目に概要として記載のとおり、基盤強化の目標を立てた上で、強化方策として広域連携の推進を図っていきたいと考えています。次に2ページ目、上水道エリアについてですが、県営水道と市町村水道事業を経営統合し、持続可能な事業経営のための広域連携を進めるとともに、危機管理や水質の安全確保にも努めていきたいと考えています。続いて3ページ目は簡易水道エリアについて

ですが、簡易水道事業は非効率な水道としての経営面での課題に加えて、水道職員が少ないことから、運営や管理体制が極めて脆弱な状況にあるため、広域的な支援体制、いわゆる受け皿組織の構築に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。なお、今後、市町村から意見を聞くとともに、パブリックコメントの実施を予定しているところで、その結果を踏まえ、次の2月定例会県議会でご審議をいただきたいと考えています。以上で、新県域水道ビジョンに係る説明を終わらせていただきます。

続いて、報告の2点目、(仮称)第3次奈良県エネルギービジョンについて、資料3「(仮称)第3次奈良県エネルギービジョン(素案)の概要」でご説明します。さきの9月定例会県議会でご報告させていただいたビジョン検討の視点などをもとに、(仮称)第3次奈良県エネルギービジョンの素案を作成しましたので、その概要等についてご説明します。まず、資料3の1枚目ですが、現在のエネルギー政策における課題は、現行の第2次ビジョン策定時から大きく変化はしていないと認識しており、次期ビジョンでは現ビジョンの目指す方向性を基本的に踏襲しつつ、強化ポイントとして資料に記載していますが、再生可能エネルギーを活用した地域コミュニティの活性化、大規模災害に備えた緊急時のエネルギー対策、水素自動車普及への対応について、より重点的に取り組みを進めていきたいと考えています。そういったことから、次期ビジョンの方向性を「緊急時等にも強く、地域のエネルギー資源を使ったエネルギーのかしこい利活用」とし、計画期間は、現ビジョンと同じく3カ年としたいと思っています。次期ビジョン全体の成果をあらわす基本目標については、施策目標に掲げる個々の目標を総体的に示し、供給と需要の両面から導かれる再生可能エネルギーによる電力自給率として、目標値については、国のエネルギー基本計画で示されている、2030年度の電源構成での再生可能エネルギーの割合である22%から24%を目安として、将来的な24%達成を視野に、次期ビジョンの3年間で22%を目指したいと考えています。基本目標を達成するため、(仮称)第3次エネルギービジョンの推進に向けた取組の基本方針として、①環境に優しいエネルギーの利活用による地域活力の向上、②緊急時のエネルギー対策の推進、③エネルギーをかしこく使うライフスタイルの推進の3つを掲げ、施策の方向性・目標として、地域コミュニティ活性化につながる再生可能エネルギーの導入や、地域での非常時におけるエネルギー対策促進などを目指していきたいと考えています。続いて資料3の2枚目は、次期エネルギービジョン策定のスケジュールです。今後、パブリックコメントを実施して、来年2月中旬には最終案として取りまとめ、3月中に策定、公表をさせていただきたいと考えています。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○折原観光局長 私のほうからは、平成30年度大立山まつりの実施計画について、引き続き、着席にて説明をさせていただきます。

平成30年度の大立山まつりについては、先般の11月19日に、海龍王寺の石川重元住職を会長とする実行委員会において、実施計画が決定されたところですので、その内容について、資料4「平成30年度大立山まつりの実施計画について」でご報告します。

まず1ページですが、開催日時は、平成31年1月26日土曜日と27日日曜日、26日が若草山焼きと同日です。若草山焼きの日を含む2日間として、昨年度の3日間から1日短縮します。開催場所は、ことし3月に新たに開園した平城宮跡朱雀門ひろばとします。祭りのコンセプトを具体化して親しみやすくするために、新たに愛称を命名することとし、大伴家持の歌をモチーフに「大立山まつり2019『奈良ちとせ祝ぐ寿ぐ（ほぐほぐ）まつり』」とします。祭りのコンセプトは「古代と今が会おう奈良のいいとこ冬まつり」とします。

今年度のポイントですけれども、1つ目は、民間の方々を中心に企画を検討いただいて、これまでの伝統行事の披露、あったかもんなどの地域の特産品の販売は引き続き実施しながら、それに加えて、新たな企画を含め、さまざまなコンテンツを実施します。2つ目は、朱雀門ひろばの利点を活かして、平城宮いざない館や天平みはらし館等の既存施設を最大限活用することとします。3つ目は、開催時間を2時間前倒しして、昼間の比較的暖かい時間にお祭りを楽しんでいただくとともに、地域の特産品をランチタイムにも楽しんでいただけるようにします。

2ページは会場レイアウトですので、説明は省略させていただいて、次の3ページですが、伝統行事などのステージイベントとして、県内20団体の伝統行事等を披露をする予定です。また新たに、古代のお正月の行事「御齋会」をモチーフとしたオリジナルステージを実施して、祭りのフィナーレとし、さらに朱雀門を背景に、和太鼓などの演奏に合わせて大立山を点灯して、夜の会場を演出することとします。

次の4ページは、県内の市町村が推薦するあったかもんグルメと地域ならではの特産品市の出店予定についてですけれども、あったかもんグルメは現時点で34市町村、地域の特産品は26市町村が出店を予定しており、39市町村全てが少なくともどちらかに出店する予定です。

5ページですが、立山の展示については、昨年に引き続いて3団体を予定しており、県

内各地域のPRとしては、新たに日本遺産PRブースを設置するほか、奈良の魅力をPRできるさまざまなブースとして、奈良の木、薬草、記紀・万葉等や県内スポーツクラブのPRブースを設置します。また、有料企画等として、新たに奈良時代について学び、体験できるワークショップ、講話等や、県内の古寺等をめぐるバスツアーも実施します。また、子ども、家族連れ向けコンテンツとして、子どもや家族連れが楽しめる縁日は引き続き実施する予定です。

私からのご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告、または、その他の事項も含めまして質問があれば、ご発言をお願いします。

○山村委員 それでは、私から2点質問させていただきます。

1点目は、水道の広域化について伺います。先ほど、奈良県の水道全体の計画について説明いただきましたが、これに関して、今般、国会では水道法が強行採決される事態となりました。これは水道事業の広域化や民営化を進めようということ、反対も強くありました。やはり命の水を保障し、生存権にかかわる公共の福祉を目的とする水道事業は、そのような営利目的にはなじまないからだと思えます。これまで日本では、奈良県でもそうですけれども、過剰な水需要を見込み、ダム建設など非常に大きな投資がされてきましたが、この負担が水道経営を圧迫することになります。先ほどの説明でも既に述べておられたように、老朽管の更新や施設の耐震化なども進まない実態が広がっている中で、このような広域化、民営化を進めていくことは、結局、問題を解決するのではなく先送りになってしまい、今の安くて安全安心な水道の提供が損なわれるのではないかとという危惧が、すごくあるのではないかと思います。

諸外国の例でも、コンセッション方式などで民営化をどんどん進めていきましたけれども、既にそれが破綻して、再度公営化しているという状況に変わってきています。既に37カ国、235事業で、料金が非常に高くなったり、安全性が担保できない、安定供給ができないということがあって、再公営化という道を進んでいる状況がある中で、日本では、それと全く逆行することが起こっているのではないかと考えています。

そこで、今回の水道法改正は、奈良県の今後の水道事業にどのように影響を及ぼすのかをお伺いします。

○村上地域政策課長 今のご質問は、水道法の改正と今回の県域水道一体化がどのように

かかっているのかというご趣旨だと受けとめさせていただきました。

ご承知のように、水道法改正については、先ほどの山下地域振興部長の報告の中でもありましたが、水需要の減少、水道施設の老朽化及び深刻化する人材不足といった課題に対応し、水道の基盤強化を図るための改正だと認識しています。具体的には、水道事業者等が基盤強化に努めることとして、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進などが、その主な内容となっているところです。また、この改正では、都道府県は、広域化を進める上で、連携を推進するような役割を担うこととされていると了知しているところです。本県においては、従来から奈良モデルの一環として、県域水道一体化を進めているところで、今回の水道法改正については、県の取り組みとおおむね同じ方向性を示しているものと考えています。

ただ、官民連携について問題があるのではないかというようなご指摘もあったかと思いますが、官民連携については、業務の効率化のための検討を行っているところで、先日の本会議で荒井知事から答弁させていただいたように、運営権を民間に譲渡するようなコンセッション方式までは考えていないということです。山村委員のご懸念はないかと考えています。以上です。

○山村委員 国と同じ方向で進めているということですが、今、奈良県がやろうとしている広域化は相当大規模で、もうほとんど一体化に向かっている状況ですが、課題から見て、これだけ大きく一体化をすることは本当に基盤強化となるのかどうか、やはりすごく問われているのではないかと思います。

確かに、すごく小さな事業者などは、隣と一緒に合同で事業を進めたほうが合理的であったり、安くつくというような事例は幾つもあると思いますので、私はそのようなことを全く否定しているわけではありませんが、全体を全部一つにつなげることについては、基盤を強化することに本当につながるのか疑問に思います。奈良県では、今でも水道事業はすごく逼迫していて、経営上思わしくなく、累積の赤字を抱えなくてはならないような状況もある中で、そのようなところが集まっても、基盤の強化になる決め手があるのかということですが、

また、今でも水道事業にかかわる人員が少ない中、さらに人口減少が進んでいき、水が余り、収益が伸びないという状況は続いていくわけで、それを本当に乗り越えていくためには、単に広域化するだけではない財政基盤を強化するための方策や、水道管の使用の方法について別の合理的なやり方がないかなど、いろいろな検討がなければいけないのでは

ないかと私は思うのですけれども、その基盤強化についてはどうでしょうか。

○村上地域政策課長 今の案が本当に基盤強化につながるのかというご疑問だと思います。昨年の10月に構想を発表させていただき、その構想の中では、大きな内容として、浄水場を3カ所に統合し、施設を集約化することで効率化を図っていくことを挙げさせていただきました。これについては、今、市町村のご意見も伺いながら、本当に3つに統合することがすぐにできるのかどうかを検討しているところですが、浄水場等の施設の更新については多額の費用がかかりますので、更新の時点では、集約化して施設を共同化するほうが効率的だと考えているところです。

それから、もう1点ご心配いただいている職員の問題ですが、やはり、特に技術職員がかなり少ない市町村がふえてきているのが現実です。技術職員がいない市町村も実際にあり、今、上水道を運営している28市町村のうち、5団体くらいは技術系の職員がおられない状況です。この問題についても、今後の管路や浄水場の施設の更新を進める上では、技術職員は必ず要るようになってくると考えており、規模の小さい団体では単独での更新需要に対応することが困難だと思われるので、これを解決するために、人的な資源も集約化することで、県域全体で適正な資産の効率化を図っていけるのではないかと考えています。さらに、人数がある程度まとまり、何人かの技術職員が一緒にいることで、技術の継承にもつながっていくと考えているところです。

○山村委員 今、3カ所に浄水場を集約することについて、それが本当に可能なのか、それが本当に効率的なのか、問題がないのか、市町村の意見も聞かれている段階だということですので、その結果、方針転換もまだあり得るという段階ですよ。集約化は決定ではなく、あくまで今の時点の案だということですね。

○村上地域政策課長 施設の共同化の案については、まだ決定ではないと考えています。ただ、今のところ、上水道エリアと県営水道が一緒になって進めるという方向で、検討を重ねているところです。

○山村委員 今度の法改正で、国が基本法を決めて、県が計画を立てて、それについて市町村が従うことになってしまうのであれば、決定権はどこにあるのかが問われると思うのですけれども、今の答弁であれば、今は計画の段階であり、市町村の意見も聞いて、案を考えているところで、市町村自身で判断することも認められる状況だということ。その市町村が、例えば住民の意見などいろいろ聞く中で、共同化ではない方向を選択する選

択肢も残されているということでしょうか。

○村上地域政策課長 それぞれ独立した事業体ですので、共同化するほうが有利か、市町村単独で続けるほうが有利かというご判断は、最終的には各市町村がなさるものだと考えています。

○山村委員 その点は、わかりました。

先ほど人員の話も出ましたが、現在でも専門職員がいないところもあるということで、本当に大変なことだと思っています。県の水道局にもお聞きしましたが、実態として人員が激減しているということで、これは、国も県もずっと人減らし、合理化をやってきたつけがきているのであって、この責任は国や県にあるのであって、現場にはないわけです。そのところのきちんとした対応がなかったら、広域化したから大きい事業者から小さい事業者に援助に行けるというように、単純にはいかないと思います。今既に、大きい事業者でも人が足りない、専門職員が少ないという状況になっている中で、一体化したから人がふえるわけでは全然ないわけですので、そこが大きな問題だと思います。

特に水道事業は、専門的な技術や技能は非常に大事です。あちらこちらで水害などいろいろな災害が起こっていますが、そのような事態になったときには、通常の給水業務をやりながら、一刻を争うような緊急的な対応が求められます。本当に早い段階で、どこが断水しているのか、どこに水を届けるのかといった対応を、きちんとしっかりやらないといけないという、かなり高度なことが求められる職場でもあります。その点から言っても、広域化頼みで職員が育成できる、そのような専門性も十分に継承ができるというようなことは、非常に難しいのではないかと考えています。そこは当然、特別の手だてがなされなくてはならない部分ですし、今後さまざまな災害が懸念されている状況ですから、さらに力を入れていくことが必要ではないかと考えていますけれども、その辺についてのお考えはいかがですか。

○村上地域政策課長 今、ご指摘いただいたように、近年、災害が頻発しており、確かに、県内だけではなく、他府県で災害が起こった場合にも、水道職員が応援に行っている事例もたくさんあると認識しています。そういったことに対応するためにも、将来にわたって安定して安全な水を供給できる持続可能な水道事業をつくるためにも、広域化が最も適当であるという思いで、今、作業を進めているところです。

○山村委員 今の答弁では、広域化すれば人が湧いてくるみたいな感じで、どこにその保証があるのかについてのお答えは全然なかったのですけれども、広域化したら人が湧いて

くるのですか。

○村上地域政策課長 例えば、浄水場の集約化により一つの浄水場をなくすことで、その浄水場に技術職員を配置しなくてもよくなれば、その浄水場にいた数人の技術職員を拠点に配置することで、今後の管路更新、耐震化の工事に従事させることができるというようなことが、施設共同化のメリットとしてあると考えています。

○山村委員 そのようなことも一部はあるかもしれませんが、今もう既に、現場では人が足りない状態が続いているわけですので、合理化する余裕は本当はないと私は思います。ですから、やはり絶対に、人をきちんとふやしていくことがこの計画になければならないと思いますので、それは意見として申し上げたいと思います。

それに関連して、業務の委託ということで、民間を活用するという方向も検討されていると思います。業務を委託する部分にもよるかもしれませんが、民間委託したところでは、安定して有能な職員を確保できる保証が、さらになくなるのが現実ではないかと思えます。各県のいろいろな水道事業者からいろいろな意見が出ていますが、やはり民間委託をすると、その元々の職員の方々は不安定な非常勤雇用になったり、自治体で専門職員だった方が退職した後にその仕事をされているという状況で、どうしても安定的に人を教育したり人を育てていくような条件が整わないということで、非常に脆弱な状況をつくり出していると心配されていますので、この点もやはり検討されなくてはならないと思っています。

それから、災害時も問題で、広域化は災害に弱いことが先般浮き彫りになりました。大阪北部地震における40万戸の断水は、大阪市以外の水道が広域化されている中で起こったことであり、土木学会地震工学委員会による実態調査では、自己水源の不足が指摘され、分散的な貯水機能を向上させる地域分散型の水道システムへの転換が求められるということが述べられています。また、山口県の周防大島町では、送水管が破断して40日間も全島が断水する事態になって、住民が大変苦勞をされていました。給水車が来て、ポリタンクでそれぞれ自宅に水を持ち帰る際に転ぶなど、お年寄り11人が骨折をする事態にもなったのですが、この断水も、自己水源を廃止して柳井地域広域企業団の水に頼っていたことが大きな原因だと言われています。

そのようなことを考えても、遠い桜井浄水場や奈良市などからずっと水を引いてくるというリスクがすごく高いやり方よりも、複線化などいろいろ考えられるとは思いますが、身近な水源を大事にするあり方も考えなければいけないのではないかと思いますので、その辺はいかがですか。

○村上地域政策課長 今のご質問は、災害時等における体制をどうつくっていくのかというご趣旨だと思います。

本県の県営水道の主な供給源は、吉野川を水源とする御所浄水場と、室生ダムを水源とする桜井浄水場の2カ所あり、この2カ所の水源は水系が異なります。それ以外にも、奈良市の供給源として、淀川水系からの緑ヶ丘と木津という2カ所の浄水場があります。そのほか、今お述べになった自己水源を使う市町村も幾つかあります。自己水源については将来にわたって担保していけるのかどうかということだと思いますが、奈良県においては、少なくとも2水系を水源とし、複線化できているということで、先ほどご指摘いただいた安全性については、ある程度担保できているのではないかと考えています。

また、近くの水源である自己水源を大事にということについては、その施設の更新費用が今後どれくらいかかっていくのか、それから、先ほども申した市町村間の連絡管をつなぐことでどれだけリスクを軽減できるのかなど、総合的に勘案いただいて、これも、最終的には市町村にご判断いただくことだと考えているところです。

○山村委員 複線化できているということですが、大規模災害などが起こったら、水道管は一遍に壊れることも大いにあるわけで、身近なところから水がとれる体制をきちんとつくっておくのはすごく大事なことで私は思っています。そのようなことから、今回報告のあった新領域水道ビジョンについては、やはりまだまだいろいろな形での議論が必要だと強く思っています。

このような状況がどれほど知られているのか、今、各市町村で住民の方にお聞きすると、ほとんど知らされていないところが多いと聞いています。全国的には、自己水源を守るのか、県営水道にかえるのかについて、住民アンケートで考えていく、住民の意見を聞きながら判断をするなど、いろいろな取り組みがされており、そのようなことは市町村が一生懸命していくわけですが、県としても、やはり命の水ということで、奈良県に住んでいる方がどこにいらっしゃっても、災害があっても、安心して安い水を提供してもらえようような対策を一緒に考えていかないといけない、広域化の計画ありきではなく手だてを尽くしてほしいということで、私たちも住民の皆さんとともに考えていきたいと思っています。このことについては、引き続き議論していきたいと思っています。以上です。

それでは、2点目の質問に移りますが、大立山まつりについてです。

今、ご説明があった今年度の実施計画は、民間の方も実行委員会に加わっていただいて、内容を検討された結果、従来の大立山まつりとはもう全く違うものになったのではないかと

と受けとめているのですが、夜ではなく昼のイベントに変わったということですね。私たちは、そもそも祭りというのであれば、住民主体でないと続かないと言ってきましたし、皆が集まって楽しむイベントならば、いろいろなアイデアで参加者が楽しめばいいと思います。そこで私が問題だと思うのは、当初に8,000万円をかけてつくった大立山です。これは今や単なる飾りになるわけで、しかも、あまりにも大きく、あまりにも重たいから、引っ張るのも難しく、活用もしにくいということで、本当に無用の長物になったのではないかと思います。最初から皆さんの意見を聞くなどして本当に皆で考えていれば、そのようなことをしなくても済んだのだということ、非常に反省すべきではないかと思っています。その点について、どのように考えているのかお伺いします。

○志茂観光局次長 ただいま山村委員から、大立山まつりのフィギュアについての質問を頂戴しました。

まず、大立山まつりについては、第1回目から平城宮跡を舞台に開催してきました。今回は、以前から課題だった寒さ対策やトイレなどの対応を考えて、朱雀門ひろばに場所を移して開催するわけですが、あわせて、山村委員にもご指摘いただいた民間の実行委員会により、先ほど折原観光局長からご説明したとおり、さまざまなコンテンツのイベントを実施することになったわけです。

その中で、四天王のフィギュアをどのように位置づけるかも考えてきたところで、その一つの方法として、今回、「御齋会」という平城宮で奈良時代に行われていた宮廷行事を再現したものを、イベントのクライマックスとして実施するという企画をいただきました。昔、この「御齋会」の中で、四天王は大極殿に設置されていたという歴史的な背景がありますので、今回、大立山まつりに来ていただいた方々にも、四天王を歴史的背景を含めて発信していくことが必要ではないかということで、朱雀門の前でこの大立山の展示を実施することを検討してきたわけです。

さらに、このフィギュアは強化プラスチックでつくられていますので、県庁正面でも展示していますが、さまざまところで展示することによって、多くの県民の方々に、これは大立山まつりで展示していたものだということで、また観賞いただく形での利活用を図っていきたいと考えています。以上です。

○山村委員 今ご説明いただいた「御齋会」というものは、確か大極殿で行われる仏事ですよね。その当時どうなっていたのか、正しく資料的にわかっているかどうかということはありませんけれども、年中行事絵巻のような資料にはありまして、奈良時代から平安時代

にかけての重要な正月年頭の行事の一つで、大極殿の高御座に盧遮那仏を安置して、その周りで護国経典といったものを上げられたというような儀式だと聞いています。今のご説明は少し違うのではないのでしょうか。当時の「御齋会」は、朱雀門ではなく大極殿の中でされていまして、しかも四天王とも違います。歴史的なことを知っていただくために復元するのならば、やはり真実を伝えなくてはならないと思います。また、民間の方がただのお祭りとしていろいろと企画されるのと、県がそのようなことをするのでは意味が違ってくると思いますので、その点でも疑問が残ると思います。宮中行事はもともと宗教色が非常に強いものですから、やはり宗教行事としての扱いが必要ではないかと思っています。

4つの四天王について話を戻しますが、あまりにも大きく、飾るにしても飾る場所を選びますよね。それに、県庁に立っていますけれども、軽いのかと思えば結構重たいですし、地震が起こったら大丈夫なのでしょうか。誰の意見も聞かずに、いきなり青森のねぶたをまねするというので、あの四天王をつくることを勝手に決めて、8,000万円のお金をかけたわけです。最初私が聞いたときには、ねぶたをまねたお祭りだということで「にせねぶた」と評されましたが、にせものでも100年続けば伝統になると述べていた方もいらっしゃいました。けれども、にせものでは続かないということだと私は思います。

その意味で、やはりきちんとした反省が要るし、新たなお祭りとして再出発する、新たなお祭りとして民間主体でされるなどで考えていくのが筋だと思います。今、大立山まつりがこのようにどんどん変遷していかなくてはいけない原因として、そのところがあるのではないかと考えていますが、いかがですか。

○志茂観光局次長 「御齋会」については、今ご指摘いただいた、一つの仏事であるというところに抵触をしないように、イベントの構成を考えていきたいと思っています。

この四天王を活用したイベントというのは、先ほど申し上げたように、決して行政から提案したものではなく、民間の実行委員会の中で、これをどうやって利活用して歴史的な背景を発信していくかということで提案されたわけです。県のほうから利活用について提案をしたわけではありませんので、その辺は申し添えておきます。以上です。

○山村委員 それは今の活用についてですね。私が申し上げたのは、一番最初にこの大立山をつくるに当たっての話です。一番最初にどうしてこのようなものをつくることになったのかですが、皆さんから意見を聞いて、そのようなものをつくってほしい、四天王がいいというような意見が出たからつくったということでは、全然なかったと思うのです。私たちが聞かされたのは、いきなりあのような大きなものができて、引っ張ろうと思った

ら重過ぎてどこも引っ張れず、この街なかで祭りをやろうにも、電線がひっかかって行けないと言われてしまい、夜でないと見えないと言ったところで、真冬の夜など寒くて寒くて誰も行けないというような事態で、そもそもの出発が間違いだったと言っているのです。県民の8,000万円という税金をかけたわけですから、やはり間違っていたということをお認めになって、きちんと反省してやっていかないといけないということを、意見として申し上げます。以上です。

○猪奥委員 私からの質問の前に、まずは先週末の奈良マラソンについて、大変盛会にさせていただきました、県警察の皆さんもありがとうございました。いつも奈良マラソンはすごいと思うのですが、ことしで9回目でしたか、毎年毎年新しくバージョンアップ、工夫がなされていて、県の事業の中でもPDCAがよく回っている事業だと常々感心をしています。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは質問ですが、県立大学についてお伺いします。今、県議会の中では、奈良高校などの県立高校や病院など、耐震の問題が大きく取り上げられていますが、県立大学については、耐震の調査などをいつしていただいて、どのような状況かということをもっと教えてください。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 県立大学の耐震については、まず全体の中で、昭和56年の新耐震基準以前の建物が7棟あり、そのうち本館、1号館、2号館の3棟については耐震改修工事が完了しています。残りの4棟については、平成22年に行った調査の結果によれば、それぞれのI s値（構造耐震指標）は、体育館が0.62、図書館が0.65、4号館北館が0.37、4号館南館が0.94となっています。また、これら4棟のコンクリート強度については、体育館は22.1N/平方ミリメートル、図書館は地下1階、地上1階、2階ともに25.7、4号館北館は1階が16.0、2階及び3階がともに17.6、4号館南館は1階が17.6、2階が13.8N/平方ミリメートルとなっています。以上です。

○猪奥委員 ということは、I s値としては、4号館の南館以外の3棟、4号館の北館、体育館、図書館は、文部科学省の基準である0.7を満たさないということですね。コンクリート強度に関しては、13.5を基準にすると、満たさない建物はないけれども、4号館の南館の2階はぎりぎりだということですね。

県立大学については、建てかえをずっと計画していただいていますけれども、当初の予定から少しおくらせていますね。今、県議会や県庁内で耐震の問題が大きく取り上げられる

ようになっていますが、県立大学の新しい建物の整備がおこなわれていることについては、どのようなご議論があったのかを教えてください。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 耐震の状況については、猪奥委員がお述べのように、まず、4号館北館はI s値0.37ですので、地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性がある建物だと認識しています。このため現在、4号館北館にかわるコモンズ棟の整備を進めており、平成32年度の供用開始を予定しています。

体育館のI s値が0.62、図書館のI s値が0.65ということで、I s値が0.6以上であれば大規模な地震に対しての倒壊や崩壊の危険性が低いとされていますが、現在、県立大学の施設整備については、それらも含めて準備を進めており、コモンズ棟をはじめとして、順次、体育館や図書館も整備する予定で準備を進めています。以上です。

○猪奥委員 話が前後しますけれども、耐震については公表してもらおうことになっていますが、今のように大きく取り上げられるまでは、恥ずかしながら、I s値が幾らならば危ないということも知らず、そもそもI s値やN/（ニュートンパー）という言葉も聞いたこともありませんでした。この間、いろいろなことを教えていただいて、基準以下は危ないとされているような基準があつて、その基準を満たす必要があることなども勉強させていただいたのですけれども、そもそもこういった数値は公表されているのでしょうか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 耐震状況の公表としては、県のホームページで公開されていますけれども、I s値やコンクリート強度の数値までは公表されていない状況です。以上です。

○猪奥委員 このような数字は、やる側が判断するだけではなく、シビリアンコントロールの一環だと思います。何に予算を使って、何が大事かを県民にわかっているために公表が義務づけられているわけですから、判断材料も公表すべきではないでしょうか。今、県立高校の耐震化問題の流れの中で、県に対する信頼感が著しく損なわれていると思います。わかっていることは、できるだけわかりよい形で公表することが、いろいろなことのまず第一歩だと思います。よく荒井知事も「エビデンスベースド」とおっしゃいますが、エビデンスを表示してもらわなければベースにもならないですから、何を公表するかはよく考えて、それを見て県民の方が判断できるように公表をしていただきたいと思います。

それから、答弁いただいた平成32年にコモンズ棟を建てるという話ですけれども、この平成32年というのは前倒しになっているのですか。それとも、2017年に策定された施設整備基本計画のままで、幾らも前倒しにもなっていないのですか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 耐震のことが問題になったから進行を早めたということではなく、当初の予定どおり進めているところです。以上です。

○猪奥委員 そうですね、一つも早まっていないのですよ。特に4号館の北館はゼミナールで使っている建物で、県立大学で学生が一番行く建物です。今、県立大学では、地域交流棟などが新しくつくられましたけれども、地域交流棟は学生が主に使う建物ではなく、シニアカレッジなど、地域の方にたまに来ていただくような、地域との交流に使う建物です。県立大学の学生が毎日毎日メーンの学生生活を送るところが一番耐震状況が悪く、他方、あいているところはあるにもかかわらず、それを使わせてもらえないというのは、私はいかななものかと思います。大阪北部地震で大きな亀裂が入ったではないですか。見てわかる亀裂があるにもかかわらず、そこを使い続けたいいけないのですか。大阪北部地震の後に県立大学に寄せていただいたら、ニュースで1週間は余震に注意してください、大きな地震に注意してくださいと呼びかけられているにもかかわらず、ゼミナールは毎日毎日ありますから、4号館北館の教室に入るわけですが、大きな地震が来たら誰がどう責任をとってくれるのかというご意見を、学生からも聞かせていただきました。あいている建物もありますし、前倒しにできるのではないですか。もう一度よくよく検討をしていただき、検討の結果についてお返事も頂戴したいと思います。

ことしの3月の予算審査特別委員会でも、このコモンズ棟の施設について質問させていただきましたが、もうじき卒業する4回生が入学前にもらった4年前のパンフレットでも、既に新しい校舎が掲載されているわけです。その4年間に、新しい県の建物はどんどんできていっているのですから、県立大学のような小規模な学校の校舎ができないわけがないと思います。奈良高校の生徒も平城高校の生徒も、こんなはずではなかったという思いをたくさん持っていると思いますが、県立大学の学生も、パンフレットで見て思っていた校舎と違うところで4年間学生生活を送っていたわけですから、もともと私は県がうそをついたと思っていますが、一刻も早く、こんなはずではなかったと思わずにすむようにしてほしいと思っていますし、ましてや地震があって、耐震の問題もある状態ですので、もともと予定をしているわけですから、早くつくってください。お願いします。県立大学の話は終わります。

次に、消防に関してお聞きしたいと思います。先日12月6日の代表質問で、藤野議員が色覚検査について質問をさせていただきました。県内の様子を見ながらというような答弁だったかと思いますが、荒井知事がお答えいただいた中で、消防業務への支障の有無

を判断するのに必要最小限にとどめることとされているが、とはいえ3消防あるので、消防本部において適切に判断すべきと考えており、取り組みを見ながら必要に応じて助言をしていきたいというようなことをおっしゃったかと思います。現状では、3消防のうち奈良県広域消防組合は、筆記試験で合格した方について、その後で色覚を見るということですけれども、奈良市消防局の場合は、色覚異常が100%ないという証明を添付しないと受験すらできない状況になっています。その状況はわかっていただいた上で、必要に応じて助言をしたいと答弁されていますけれども、この奈良市消防局の受験のあり方は、必要に応じて助言をする状態にはまだ至っていないということですか。これについては、私もことしの3月の予算審査特別委員会で質問させていただきましたが、そのときよりも何か後退した答弁をいただいたように、私は受けとめたのでお聞きしています。

○向井消防救急課長 ただいま色覚異常にかかわってご質問いただきました。確かに、奈良県広域消防組合のほうは、3次試験後に各本部で色覚検査をされますが、奈良市消防局については、猪奥委員がお述べのように、2次試験前だったかと思いますが、色覚検査結果を提出いただくという形になっています。それに対して、県として助言をすべきではないかというご意見かとは思いますが、奈良市消防局から実際に人事などについてもいろいろお伺いはしており、奈良市消防局が実際に必要なものとして提出をさせていると思っていますので、申しわけないですが、県として何らか助言をさせていただいているわけではありません。以上です。

○猪奥委員 荒井知事の答弁では、必要に応じて助言したいということでしたけれども、助言していただくとしたら、県の消防担当課からしていただくのですか。それとも、私は採用時の色覚検査については、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例にも抵触すると思っているのですけれども、福祉的な観点でおかしいというように、福祉の担当課から助言していただくのですか。採用時の色覚検査の有無に対して、さらには色覚検査のありように関して、助言するとしたら消防側か福祉側か教えてください。

○向井消防救急課長 代表質問での答弁にもありましたけれども、色覚異常は特段障害ではないと理解をしていますので、消防職員の採用の場面であれば、県の消防救急課からご助言をさせていただくかと思います。以上です。

○猪奥委員 以前にもご紹介させていただいたかもしれませんが、カラーユニバーサルデザイン推進議員ネットワークに私も所属しており、全国の調査を全国の仲間たちとさせていただいています。今のところは全部調べ切れていませんが、532消防本部の色覚検査

のあり方、採用のあり方を調べさせていただいたところ、色覚異常が全くないという証明をしなければ採用しない消防本部は全国で3.5%しかないのです。そのうちの1つが我が奈良市消防局だということは、知っていただきたいと思います。また、顔色や炎の色など、消防職員には正常な色覚が必要だというお話もありますけれども、例えば医師免許の欠格事項にもなっていないわけで、今、私たち同様の取り組みをしていただいて、おやめになった消防本部も全国的に結構出てきていますので、ぜひともありようについて一度お調べをいただいて、いろいろな体の特性にかかわらず、合理的な配慮がされるようお願いしたいと思います。

次に、介護タクシーのことで、警察本部にお尋ねします。どんどんと少子高齢化が進んで、今、救急車の利用のあり方が大きく問われているところですが、救急車の一つの代替として、介護タクシーが運用されています。介護保険の中で買い物に行くといった使われ方もされていますし、まさに救急車の代替のような使われ方で、病院から病院への転院でも、救急性がない場合に関しては、医師の判断で介護タクシーを使っただくといいケースもどんどんとふえてきています。ところが、その介護タクシーですが、救急車は完全に救急車両ですから、通行禁止のところも行けますし、停車禁止のところにもとめられますが、介護タクシーは通行禁止のところは通れない現状があります。今、奈良県では、通行禁止道路の通行許可証を各警察署に申請すれば、1年という期限で通れるようになっています。例えばスクールゾーンでいえば、生徒が通る時間帯は一般の車両は通れませんが、介護タクシーの運営をされている方が、ここの道路を通らせてくださいと申請して許可証をもらえば通れるということですが、ただ、通行禁止道路の区間を特定して許可をとらないといけませんし、1年限りですし、どこでもということではないのです。他団体の状況を調べてみると、近畿府県ではなかなかやっているところは少なかったのですが、全国的には運用にばらつきがあるようで、介護タクシーなどが通行禁止を除外指定されているところも幾つかあるように思います。これからさらに高齢化が進んでいく中で、介護タクシーをどんどん使っただくことによって、QOL（生活の質）を上げたり、救急車を本当に救急の場合に限って使っただくようにするためには、もう少し介護タクシーを使いやすいように運用をする必要があるのではないかと思います。この道路の通行禁止について、奈良県では今、どのように取り組まれているのか教えてください。

○桑原交通部長 今、猪奥委員から、介護タクシーの通行禁止に対する取り扱いということでご質問いただきました。まず、介護タクシーということですが、実は、介護タクシー

には法的な定義はなく、一般的に、道路運送法第4条に基づいて、国土交通大臣から一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者が使用する自動車のうち、患者輸送車、車椅子移動車などが介護タクシーと呼ばれていると認識しているところです。

そして、通行禁止場所を通行できる方法ですけれども、主たる方法としては、公安委員会が指定する通行禁止除外指定と、警察署長が許可する通行禁止道路の通行許可という2つの方法があります。通行禁止除外指定については、電気、ガス事業など公共性が極めて高く、広域かつ不特定な場所に通行する必要がある車両に限って、適用除外車両として指定しているところです。もう一方の通行禁止道路の通行許可については、警察署長がやむを得ない理由があると認めた場合に、あらかじめ通行禁止道路の区間等を特定した上で、通行を許可する形で対応をしているところです。本県では、今、猪奥委員がお述べのとおり、いわゆる介護タクシーについては、奈良県道路交通法施行細則第9条に基づいて、業務上の必要によって当該道路を通行することがやむを得ないと認められるということで、警察署長の許可による通行禁止道路の通行許可で対応をしているところです。以上です。

○猪奥委員 通行禁止道路の通行許可ということは、ここからここまでの通行規制区間をあなたは通ることができるという許可をもらうということですね。そうすると、私が例えば車椅子で出かけたり、通院したいときに、家の前がスクールゾーンになっていて、許可が要ることになれば、許可をたまたまとっておられる事業者であれば来ていただけるけれども、許可がない事業者であれば来てもらえないということですよ。

○桑原交通部長 確かに、ご指摘のような面はあります。ただ、今申したやむを得ない事情の通行許可については、今は、車両に対する許可としてお話しさせていただきましたが、事前にその車両を特定できずにやむを得ない理由があるという場合は、車両を特定しないで、いわゆる人に対する許可という形で許可をすることもできます。以上です。

○猪奥委員 全国的な事例を簡単にですが私も調べてみて、近畿の中では事例が余りなかったのですけれども、資料などによれば、お隣の三重県は、通行禁止の除外指定を福祉タクシーをされている方に適用するような対応をとられていることがわかりました。三重県、岐阜県、愛知県といった東海のエリアは、特にそういった対応をとられているところが多いように見受けられ、地域的な偏重というか、特性があるようにも思いました。通行禁止道路の通行許可では、一つ一つの個別の手续が必要になりますけれども、通行禁止の除外指定であれば、個別のやりとりは必要なくなりますので、高齢の方や障害を持っておられる方のような福祉タクシーや介護タクシーをお使いになられる方からしたら、お出かけの

機会損失につながらずにすむようになってくると思いますので、ぜひとも一度奈良県でもご検討いただきたいと思いますと思いますが、どうでしょう。

○桑原交通部長 今の猪奥委員からのご紹介のとおり、確かに隣の三重県は、先ほど申した県の道路交通法施行細則により、自動車検査証に記載された車体の形状が患者輸送車や車椅子移動車である場合、現に使用中の車両については区間または区域を指定した上で通行禁止除外指定により対応していることも承知しています。ただ、三重県の規定においても、区域または区間を指定した上でということ、ある程度の制約は入っているところです。猪奥委員がお述べのとおり、介護タクシーの利用の頻度や活躍の場面はふえてこようかと思います。先ほど申したとおり、本県では警察署長の許可による通行禁止道路の通行許可により対応しており、現在のところ特段の問題は把握はしていませんが、今後、介護タクシーの運用実態などを踏まえて、公安委員会の指定による通行禁止除外指定で対応することが適当であると判断されるに至れば、通行禁止規制の適用除外についても検討していきたいと考えています。以上です。

○猪奥委員 お出かけの機会もそうですし、これからは、きっと高齢化ありきの制度設計に変えていったほうがよいと思いますので、ぜひともご検討いただきたいと思います。ありがとうございます。私の質問は以上です。

○中村委員長 審議途中ですが、皆さんもお疲れだと思いますので、一時休憩をしたいと思います。再開は午後3時半からということで、休憩いたします。よろしくをお願いします。

15:14分 休憩

15:33分 再開

○中村委員長 委員会を再開します。

○川田委員 まず、担当が知事公室か消防救急課かわからないのですが、第10次奈良県交通安全計画の中に定められている、現場急行支援システムについてお聞きします。先日の奈良新聞では、奈良市からいろいろ提案されていると掲載されており、その提案の文書等もいただけてきたのですが、これは、大変な渋滞等の場合でも、1分1秒でも早く患者を救急病院に搬送することを目的としているのですけれども、奈良県が策定された交通安全計画の中でも、国、県、基礎自治体が協力して、これを推進していこうということが立派に定められていました。こういった取り組みはもちろん生命、身体保護のためということで、行政の事務の優先順位は、やはりそれを含めた中で優先順位が決まってくると思います。今般の奈良高校の耐震問題などでは、行政事務で非常にずさんなところが多く見ら

れたわけですが、租税論になりますけれども、納税者からすれば、最低限度の義務は果たしていただきたいということで、行政裁判例などを見ても、やはり生命、身体保護は最上位で優先されているのが現状です。そういったこともあって、防災統括室にも頑張っているわけですが、現場急行支援システムのようなシステムの、技術的なもので改善できることもたくさんある中で、その辺の取り組みについての見通しをお答えいただけますか。

○向井消防救急課長 ただいま川田委員からご紹介いただいた、現場急行支援システム、一般的にFAST（ファースト）と呼ばれるものですが、先日新聞にも載ったかと思えますけれども、奈良市消防局のほうで、そのシステムに関する検討ということで、現在、県警察本部といろいろ詰めを始められていると聞いています。現在、15の都道府県で導入されているようですが、それらの事例なども含めて費用対効果や必要性、また国の財源といったところも十分検討した上で、導入に向けて慎重に判断をされるだろうと考えています。県においても、必要に応じて協力、助言などをさせていただきたいと考えています。以上です。

○川田委員 第10次奈良県交通安全計画についてお聞きしますが、この計画上では、平成32年度までに現場急行支援システムを導入するとされていますよね。先般、県教育委員会では、耐震についてマニュアルなどが決まっているにもかかわらず、全然違う、真逆のことをしていたのが世の中に広まったわけですが、計画を策定する場合には、政策としてやる以上、当然ある程度は予算の勘定なども入れているはずで、何でも詰め込んだらいいというような無謀な政策はないと思います。この計画の担当課は、安全・安心まちづくり推進課ですか。こうやって計画に掲げている以上、やはり達成していくことに目的があるのであって、ただ計画に書いて、その後の実施はもう各事業担当課の話だということではないでしょう。

前回の9月定例県議会で前年度の決算審査が終わりましたが、私はいつも何回も言っていることですが、決算審査というのは、来年度の予算編成に向けて、優先順位も含めて何を優先していくか、何を目的達成していくかという検討過程にあると思います。そして、ちょうど今、財政課は予算編成で忙しくされている時期だと思います。現場急行支援システムを来年度導入するとした場合の費用について、奈良市に聞いてきたところ、ある程度の試算はされているということで、もちろんそれほど高額ではなく、一部のテストケースみたいなものとしてだと思えますが、これによればもっと普及させていくことになるで

しょう。今は予算ヒアリングが始まっている時期ですから、交通安全計画の達成という意味も含めて、その点について、やはり予算要求に上げていくことが必要だと思うのです。あとは財政課がどう判断されるかわかりませんが、そこは折衝もあるでしょうから、その点についてお答えいただけますか。

○青野安全・安心まちづくり推進課長 今回の第10次の交通安全計画については、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画で進めており、また、毎年講ずべき施策に関する計画として、交通安全実施計画を作成しています。この5カ年計画の中には、川田委員がお述べのとおり、現場急行支援システム（FAST）の構築が入っていますが、毎年の計画のうち平成30年度の計画の中には、今のところその部分は盛り込まれていない状況にあります。この計画は、事業実施主体である各担当課から施策の大綱と推進に必要な事項をいただいて、会議を開いて策定されています。限られた予算の中で、個別の優先順位や進捗管理については、事業実施主体である各担当課に委ねているところですが、5カ年計画を策定している中で、先ほど申した毎年の実施計画を作成するに当たっては、事業実施主体と内容の検討や見直しを図りながら、事業実施主体が目標達成に向けて事業を推進できるよう調整をしていきたいと思っています。以上です。

○川田委員 今回も、奈良市消防局に話を聞くと、非常に熱い志を持って取り組むとおっしゃっていましたが、県の計画に定められていることを、せっかくこうやって基礎自治体に取り組んでいるのですから、やはり絶対に達成していく必要があると思います。そうでなければ、県で計画を定めても、県に言って結局何もできないということになれば、計画の意味自体がなくなってくるのではないですか。それも、物すごく繁盛すると言っている方がおかしいですけれども、多くの申し出があつて、どうしても予算上絞らなければいけないといった問題があるのであれば別ですけれども。

ご担当は警察本部だと今聞きましたけれども、私は前から何回も指摘していますが、警察本部の予算は著しく悪く、安田前警察本部長が痛切なお気持ちで答弁されていたのを明確に覚えているくらいですから、警察本部に実施せよと振ったところで、そのような予算は絶対にはないではないですか。そこは、計画策定側も財政課もよろしく願います。計画に定められているものは、別途勘定でやっていただくのは当然のことだと思います。奈良県ではまだ一回もないと聞いていますが、システムも若干変更すれば可能だとも聞いていますので、やはりテストケースとしてでも、今まさに編成中の平成31年度の予算に上げるくらいで意気込みを持ってやっていただきたいので、願います。以前からの教育

委員会の件については、予算要求もしていない、財政課に聞いても予算要求が上がっていないということで、いろいろな理由を述べられるのですけれども、前回9月定例県議会の本会議で、人の生命を救うために1分1秒でも早く救急搬送する努力をしていくということ、上田危機管理監が非常に熱いお言葉で答弁されていたのを覚えています、そういった共通認識の中でやっていることですから、ぜひとも予算要求は必ずしていただくようお願いをしておきます。この件はこれで結構です。

次は管財課の関係ですが、青山管財課長には、先日もいろいろ調べて教えていただいたり、いろいろご足労かけてありがとうございます。その中で、管財課で所管する普通財産の関係でお聞きします。奈良高校が一時的に郡山高校旧城内学舎に移るということですが、来年度の3月でこの学舎は使わないように決めたはずで、本来であれば、そこで普通財産になって、教育財産ではなくなるはずですよ。手続上の台帳がまだ教育財産のままだからいいみたいなことも聞きましたけれども、法律の趣旨からいえば、それは違うのではないですか。関係規定の条文には、直ちにやりなさいということで、「直ちに」という言葉が入っていますから、用途廃止後はすぐに普通財産として引き継がなければいけないのに、そのままやっていたらいいなどというのは、何か行政都合というか、法律を無視していることになりますから、そこは行政体としてきちんとやっていくべきだと思います。

城内学舎にこだわっているわけではありませんが、そこも含めて、約10年くらい前の前回の高校再編では、廃止されて、いわゆる設置条例からも削除された高校がたくさん出たわけですが、廃止後については、売却したものも、別の用途で行政財産として使っているものも、いろいろある中で、先日、青山管財課長から、まだ教育財産のままで残っているものがあるようにお聞きしました。それが何件か、その数をご紹介いただけないですか。

○青山管財課長 今、川田委員がお述べの、過去の高校再編により廃校となった中で、現在も教育財産のままであるものは、旧志貴高校、旧高田東高校、旧奈良工業高校、旧御所東高校で、これらは長期にわたり使用をしていない状況で、教育財産として教育委員会が管理しています。

○川田委員 きょうは事務分掌を持ってきたのですけれども、管財課の事務分掌として普通財産の管理と明確に書かれていますよね。本来であれば、普通財産として管財課に管理されるべきところで、廃止してもう誰も使っていない学校が、教育財産のわけがないではないですか。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育財産とは「教育機関の用に供する財産」と規定されているわけですから、用途廃止をしたか、していないかは別

にして、用途廃止の手続をしていないから教育財産のままだというのは、概念が間違っていて、用に供しなくなった時点が、その「直ちに」と定められている普通財産とすべき時点だと解釈できると思うのです。もうずっと長い間、放置したままになっているではないですか。やはり普通財産として扱うべきものはきちんと扱っていかないと、事務分掌を考えて、人事課は定数を組んだりなどをするわけですから、これについては、早急に解決をしていただきたいのです。どうしても管理の都合について言われますけれども、解体及び撤去やその後の処理といった、もろもろの工事関係ももちろんありますから、そのどこまでが管財課でできるのかという範囲に関しては、また人事課とご相談いただければいいと思いますし、地方自治法には委任というのもありますから、そこは裁量範囲に入ってくると思いますが、とにかく法律からいえば、直ちに普通財産として引き継ぎがなされなければなりませんので、そこは注意をしていく必要があると思います。その点いかがですか。

○青山管財課長 今、川田委員がお述べのとおり、このような施設については、既に廃校もしており、教育委員会としても今後使用する予定もないということですので、早急に、教育委員会からの引き継ぎ等、適正に手続を進めていきたいと考えています。

○川田委員 直ちにやっていただくよう、お願いします。今はたまたま教育委員会の事例を挙げましたが、できれば、ほかにもそのような財産がないか調べていただいて、またご報告いただきたいとお願いをしておきます。

それに関連してですが、行政経営・ファシリティマネジメント課の関係です。先日、今やっている計画等々いろいろ教えていただき、ありがとうございました。お話を聞いて問題があると感じた点で、すぐに対応できるかどうかは難しい面もあると思うのですが、普通財産は売却していくべきものです。よほど何か行政目的があって使う財産であればいいのですが、そうではなく、結局ただ持っているだけの普通財産はたくさんあると思うのです。決算審査特別委員会などでは財産台帳が出てきますが、あの中での面積の数字を見た限りでは、普通財産はかなりありますね。故意に持っているわけではなく、売りたいも売れないものもたくさんあると思うのですが、その辺の事情を教えてくださいませんか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 今、川田委員からご紹介をいただいたとおり、例えば先ほどの高校跡地のように、県としては使用しない土地については、低・未利用資産という形で整理しており、平成30年4月1日時点では約50ヘクタールあります。それについては、基本的には売却等の方策を検討していますが、ただ、必ずしも立地条件のいい場所にある施設でばかりではなく、高校跡地の場合、市街化調整区域に建っ

ていたりすることもあるが、なかなかその活用は進まないのが現状ですが、極力、整理のついたものから積極的に売却するようにはしているところです。以上です。

○川田委員 財産ですから、買ってくれなかったら売れないわけですが、これもいわゆる未収金みたいなもので、幾らやっても回収できない場合もありますから、もうそれはやはり年限を決めて、ある程度の年限が来たら不納欠損などの措置をとるなど、法的に違反する手段はだめですけれども、行政体として整理をしていく必要があるでしょう。売れるものは自動的に売れていくわけですから、売れないものばかりが残って積み上がってしまうということで、組織として持つ資産としては、非常にマイナス要素の強い財産になってしまいます。すぐにどうするという結論は出ないと思いますが、やはりこれは、来年度に向けて、そういった立地が非常に悪いなどから売れないものについて、どのように処分していくかは、県を挙げて考えていただく必要があると思います。帳簿整理にもつながりますし、公会計が始まれば、普通会計の形で複式簿記になっていきますから、やはり整理は早目ということが基本になってくるのではないかと思います。まして、今後も人口減少が続くということで、高校再編の問題などでも人口が減るからなどと言っていて、人口が減るからだめだということではないと思うのですけれども、日本の国土の広さは大体決まっていて、便利なところ、便利ではないところ、いろいろあっても、単純に考えれば、人口が減るということは、よほどのイノベーション（新機軸）がない限りは地価が下がっていくということではないですか。その意味でも、基本的には早目に処分をしていったほうが良いと考えますので、その点についての調査研究を至急やっていただけませんか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 今、川田委員がお述べのように、いつまでも県で低・未利用資産を持ち続けるのは、確かに地価にもかかりますし、維持コストもかかる問題です。売れるものについては積極的に売ってきている中で、どのように減らしていけるかはやはり課題だと認識しており、川田委員からも調査研究していくべきだのご指摘いただきましたので、積極的に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○川田委員 難しい問題ですけれども、やらなければいけない問題でもありますので、よろしくをお願いします。

それとあわせて、これは未来に向けての話ですけれども、事業用地として購入する場合について、購入するのか、賃貸借でよいのかは、裁量の範囲内の話ですが、非常に慎重に判断、意思決定をしていく部分だと思います。後に売れないようなところについて、購入しかだめなどとしてしまうと、また同じような低・未利用資産がたくさん残って行ってし

まうことにつながりますので、そのような場合は賃貸借とするなど一定の基準を考えて、当然事業内容にもよると思いますし、全て基準どおりにいくわけではないと思いますが、そのあたりについて、ガイドライン的な一定の外形的基準を設けていく必要があるのではないかと思います、その点はいかがですか。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 今、川田委員から、事業用地の買収に当たって、買収だけではなく、例えば賃貸借という手法もあるのではないかとのご指摘をいただきました。県の事業用地を借地で賄うことについても、例えばその借用期間が長期に及ぶ場合は、買収費用よりも借地料のほうが高額になるようなケースもあるかと思えますけれども、確かにご指摘のとおり、買収後、県の施設を廃止して、その後売れないという状態になれば、またそれも低・未利用資産になってしまいますので、先ほどの低・未利用資産をどうやって減らしていくのかという観点とあわせて、有効なご指摘をいただきましたので、調査研究させていただきたいと思っています。以上です。

○川田委員 売れなかったら、結局それが一番高くつくことになると思います。先般から問題になっている奈良高校について、土地もあって、現地建てかえできるというのに、50年間何もしてこなかったということは、使用料をとって、その間何の投資もしていなかったのと同じで、納税者はそこを選択された場合には使う権利もある中で、何ら投資もされていなかったという驚くべき実態が、今、発覚しているわけです。建てかえたらいいという意見に対して、お金がたくさん要すると言うけれども、古いままにしているのは、またそれに対してお金もかかりますし、どこかに引っ越ししなければいけないなど、いろいろな問題が出てくるわけです。今や、コンクリート強度などの面では100年もつものも幾らでもあるわけです。長期間でやっていった場合の資産の出し方はあると思いますし、その辺の視点も入れたら賃貸借のほうがよいのかどうかということもありますので、よろしくお願いをしておきます。その件はもう結構です。

次は、今、耐震問題の話が出ましたので、きのうの私の一般質問に対して、荒井知事からは、教育委員会に対して、公有財産の総合調整権に基づいて要請を行っていただいたとの答弁がありましたが、その要請に対する報告は、現在担当されている法務文書課へ提出があったということですね。私も一般質問で触れましたし、先ほど猪奥委員からもご指摘もありましたけれども、非常にずさんな数字であることに皆驚いていて、今になってばたと、校舎を使用禁止して、プレハブの仮校舎を建てて移動させるなど、いろいろ案が出てきたということです。そのような中、私のほうでもう一度きちんと計算し直したら、

私の計算が全て正しいとは思っていませんが、一般論での計算ですが、ほとんどの施設が I s 値 0.3 を下回っているという状況でした。法務文書課は、要請して報告を受けたわけですから、報告内容を検査していくとご答弁いただきましたが、やはり生徒の生命、身体にかかわることで、普通の学校ではなく、もう本当に危険な状態だと言われている高校のことですから、非常にシビアにする必要があるでしょう。ご担当の法務文書課は、今後、その点責任を持ってやっていくべきだと思いますけれども、その点についてお願いします。

○浅見法務文書課長 荒井知事の要請に対して、ことしの11月9日付けで教育委員会から報告があり、地震に対して倒壊、崩壊の危険性が高いとされる I s 値 0.3 未満の建物について、仮校舎設置など緊急的な対応を行うという報告内容だったと承知しています。今般、これに対応するための補正予算案が、教育委員会の予算要求に基づいて提出されているわけですが、知事部局としても、県民の命を預かる立場から、I s 値 0.3 を上回る建物についても、絶対安全というわけにはいかないにしても、できる限りの安全が確保されなければならないということで、教育委員会に対して、文部科学省が求める基準である I s 値 0.7 を下回る建物の使用に当たって、できる限りの安全確保に人智が尽くされているか、教育委員会において説明責任を果たすように、改めて要請している状況です。吉田教育長からも、今定例県議会の代表質問において、I s 値 0.3 から 0.7 までの建物について対応を再検討して、安全確保にできる限り万全を期すという答弁がありましたので、まずは教育委員会において説明責任を果たしていただけることを、期待したいところです。以上です。

○川田委員 いや、きのうの私の一般質問で、説明責任を全然果たせていないことがはっきりしたのではないですか。吉田教育長は、かみ合わない答弁ばかりで、聞いていることと違うことばかり答えていたでしょう。私はきのう、I s 値 0.3 以下だったらだめだけれども、なぜ 0.3 を少し上回っていればよいと言えるのかについてお聞きしましたが、全然意味不明な答弁をされていたのではないですか。なぜここにこだわっているかですが、今まで問題になるまで、我々はもう再三言ってきたのですよ。請願を教育委員会に対しても上げたり、具体的に法制も書いて、文書を上げたり、奈良市に現状を話しに行ったり、その結果、奈良市からは行政指導があって、奈良高校の体育館について第2次避難所の指定を解除されたといったこともありましたけれども、昨年から何回も、決算審査特別委員会でも言っているのですけれども、結局、何回言っても説明責任を果たしていないところに問題があるのですよ。そこで今回、公有財産に関することから、知事の公有財産の総

合調整権の発動をお願いしたのです。荒井知事も速やかに動いていただいたのですけれども、その後が大事ではないですか。やはり信用問題ですから、今まで何年も何年たっても全然していなかったものに対して、今、心を入れかえてやると言っても信用できないではないですか。だから、チェックをお願いしているわけですから、やはりそこはきっちりやっていたいただきたい。教育委員会の説明責任と言われますが、全然説明責任を果たせていませんから。奈良市からの行政指導について、奈良高校の生徒の保護者に対して内容を詳しく説明してあげてほしいとお願いしても、マスコミが報道しているからもういいなどと、今のあの組織は異常としか思えないですよ。だから、荒井知事にお願いしているわけで、そこはきっちりやっていたいただきたいのです。

間違ったところがあれば、知事に対して措置を申し出ることができる、法律にもありましたね。あの法律の条項に基づいてやっていたいているわけですから、あまりにも説明責任を果たさない、こちらの言ったことに対して意味不明な回答を続けるなどといった、公序良俗に反するような行為が続くようであれば、やはり措置を求めなければいけないというのが法の趣旨だと思うのです。それは、公有財産の総合調整権もそうですし、予算の調製権もそうですけれども、法律上、知事には調整する権限が与えられているからです。教育委員会は別の執行機関ですから、そこで意思決定するのはわかっていますが、間違ったことばかりされたら、どうしても調整をとらないといけないではないですか。そのために総合調整の権限を与えているわけで、これは民主的統制の法律をつくられた先代たちのお知恵です。総合調整権には民主的統制の意味があるわけですから、やはり厳格に質実剛健にやっていただく必要があると思うのですけれども、いかがですか。

○浅見法務文書課長 川田委員がご指摘のとおり、知事に総合調整権に基づき強制的措置をとるような権限があることは承知しています。個々の教育財産の管理の権限は一義的には教育委員会にあります。知事の権限というのは県全体の財産について統一的、総合的な見地から調整を行うものと承知していますので、教育委員会において十分に検討を尽くしていただいた上で、知事部局として納得できる回答をいただければ、その回答内容を速やかに実現できるように対応していきたいと考えているところです。

○川田委員 いや、今の論理はわかるのですけれども、もう期間がかなりたっているではないですか。防災・県土強靱化対策特別委員会でもずっととりあげていて、11月28日の委員会には、浅見法務文書課長にはご足労いただきましたけれども、そこでも最初は、プレハブは建てるのが困難だなど、いろいろ答弁されているわけですが、そのときに対応

していたら、もう今は既に安全な状態になっている部分も多いのではないですか。いかに言いわけをしようかとしているのも答弁等で明らかになっていますが、そのときにはわかっていたいなかったとおっしゃっていたことについて、後になって理由が出てくるのですよ。完全に後づけであって、このようなやり方は人としてひきょうですね。行政というのは、本来、国民や県民が自分たちでやればいいものですが、やはり公共のもの、皆一緒によってやるものなどいろいろありますので、納税という形で皆でお金を出し合ってやっているのが公共政策の原理原則ではないですか。行政職員がいつも県民のためにご尽力いただいていることには感謝していますが、それは県民が本来やらなければいけないことを委任しているわけですから、行政職員は受任者なのです。受任者が委任者のことを全く無視して、自分たちの都合ばかりでやっていたら、弁護士などを雇う場合もそうですが、普通は解任しますよね。そこが重要だと思うのです。やはり総合調整権があるわけですから、あまりにも公序良俗に反するような意思決定などに関しては、今も言ったとおり厳しくやっていただきたいと思います。

それに、きのうの私の一般質問の中で、非常に違法的なものが何点か明らかになりました。どの校舎を使うかなどという問題ですから、県立高等学校適正化実施計画にも全部関連してくるのですよ。高校の耐震問題自体が、この計画に関連していますけれども。これに関して、何の裁量権もないのに権限すらない事務を行っていたということが、きのう明らかになったではないですか。あれはそのような意味ではないというのは通用しないですよ。なぜ知事部局の仕事を教育委員会が勝手にやっていて、それがまかり通るのかということです。今回の奈良高校の問題もそうですが、それによって移動しなければいけない、それでは耐震はどうするのかとなって、そのために、また予算もつけていかなければいけない。生徒の生命保護のために予算をつけるのは当然だと思いますが、その先の話として、移したり改修したりでまたお金が要るなどと、もうむちゃくちゃになっています。違法的なものがある以上は、先の予算など絶対につけられないでしょう。そうでなければ、知事は違法を認めて、何でも予算をつけることになってきますから。そこはやはり厳格な行政に戻るといえるか、知事部局のほうは崩れているわけではありませぬので、厳格にやっておられると思いますが、教育委員会には厳しく対応していただかないといけないでしょう。先日、奈良高校の生徒の保護者の集まりにも呼ばれて行ってきましたが、涙を流して言われる方もいて、教育委員会の対応に関しても、非常に怒りを持って見ていらっしゃいます。平城高校の関係者も同様で、急に言われて、青天のへきれきで、もうキツネにつままれた

みたいで、混乱を起こしているわけです。そのようなことは一日も早く修正するのが当たり前だと思いますので、そこを厳格に取り組んでいただくということでいかがですか。

○浅見法務文書課長 今、川田委員からご指摘いただいた違法的なものについては、個別具体的な検討は必要かと思いますが、いずれにしても、県立高校の財産管理について、さまざま厳しいご指摘があること、特に現場の高校の生徒や保護者の皆様から、非常に不安や心配のお声があることについては承知しています。それについては、吉田教育長からも、今定例県議会の代表質問などの答弁で、反省の弁などもあったと承知しているところです。そういったことも踏まえながら、知事部局としては、生徒、教職員の皆様の安全の確保のためにはどのようにしていくかを第一に考えて、教育委員会においてしっかりと検討いただき、説明を尽くしていただいて、それに対しては安全確保を実現できるように速やかに対応していきたいと考えています。以上です。

○川田委員 教育委員会から荒井知事に報告が出されてから、既に大分期間がたっています。11月8日だったのでしょうか、教育委員会の定例会で、知事への報告する内容を審議しておられましたが、今はもう12月です。悠長なことを言っていたら、幾らでも期間が延びてしまうのではないですか。もう大分期間がたっていますので、やはりどこかで線を区切らないといけないのではないですか。十分にご検討いただいてなどと言っていたら、また2、3カ月は出てこないですよ。今はもう、そのような状態ではないでしょう。今や、学校が怖いから、保護者の皆さんも、ヘルメットを自分で買って持っていつていると聞いています。スリッパだったら逃げにくいから、運動靴を履いているようなことも聞きましたけれども、そこまでしなければいけない状況ということでしょう。悠長なことを言っている場合ではないと思いますので、もう厳格に線を区切るようお願いします。

I s 値については検査年があって、10年以上前の数値も、20年前の数値もあるのですけれども、本県の高校は10年前の数値が最新のようなのです。奈良高校は平成19年、郡山高校は冠山学舎も城内学舎も平成19年、山辺高校が平成13年、磯城野高校が平成9年、大宇陀高校は平成12年、王寺工業高校は平成19年ということで、いずれも検査年から相当な期間がたっています。今回新たに検査していませんが、正式な検査をしていなくても、1次診断用の検査でもいいのではないですか。もっと悪い数字になるでしょう。建築経過年数で見ると、築50年、60年といった建物で、コンクリート強度も13.5N/平方ミリメートルを下回っている建物も幾つかあるわけでしょう。普通に考えれば、悪いほうの数字で判断していくのが当たり前ではないですか。I s 値の算出に用いるTで

あらわされる経年指標も、建築当初であれば0.998というようにほとんど1に近く、1から始まってだんだん下がっていくのですが、磯城野高校など平成9年の検査ですが、ほとんど1に近い数字で、20年たった今でこれは考えられないでしょう。普通これを見れば、あり得ないと言いますよね。何かやっておられたら別ですが、何もやっていないと聞いていますから。それから考えたら、このI s値の数字を信じていること自体がおかしいということです。生徒の安全を守ることが目的ですから、そこは行政都合にならずに、ここまで公にもなっているのですから、そこは厳格にやっていただきたいとお願いしておきます。この件は結構です。

次に、これもきのうの一般質問で明確な回答をいただけませんでしたので、財政課にお聞きしたいのですが、平城高校の耐震補強工事については、緊急防災・減災事業債を使っているのですね。これは公文書開示請求をして財政課から資料をご提出いただきましたが、平成16年と平成17年の工事に対して緊急防災・減災事業債が使われています。考えてみると、平城高校を存続させるために耐震補強工事を行ったのではないですか。緊急防災・減災事業債は、緊急に対策しないといけない場合の地方債でしょう。普通は、2、3年後にやめるようなものは緊急防災・減災事業債の対象にならないのではないですか。

○川上財政課長 済みません、説明が難しいですけれども、起債の制度には、いわゆる世代間の公平性というところがあると思いますけれども、起債を実施した後一定期間は、この期間は償還年限によりいろいろ違いますが、一応そこまでは使っていただかないと起債の効用がなくなる、言葉は悪いですけれども、起債の意味がないことになると思います。

平城高校の耐震補強工事については、確かに工事をしたのは平城高校ですが、もともとの起債の目的が学校施設の耐震化だということを考えると、平城高校が奈良高校に変わったとしても、起債上は問題はないのではないかと考えているところです。以上です。

○川田委員 その説明はわかります。私も一般論としてはそう考えますので。ただ、今回公序良俗に反していると思うのは、平城高校の生徒や保護者に対しては、平城高校をいい学校にしなければいけないから、一回防水もしなければいけないなどと説明して、何千万円という寄附金を受けておられますよね。クーラーを外して、つけ直したりする際も同じで、確かに教育財産目的外使用の許可条件によれば、そういった場合には保護者の負担で撤去することとされているわけですが、それはその先も自分たちで使えると思うから有効なわけであって、平城高校はまだ20年以上は頑丈でなければいけないなどと生徒たちに聞かせておきながら、閉校してしまうのは、完全に公序良俗に反していると思うの

ですよ。平城高校はまだ20年以上は頑丈でなければいけないということで、たくさん寄附されたわけですが、それにもかかわらず、裏では奈良高校を平城高校に移転させることを決めているのですから、これは悪でしょう、やり方が悪質でしょう。もし実は何年後かには奈良高校が移転してくると説明されていれば、対応も変わっていたでしょう。それならば奈良高校が来てから耐震補強工事をしたらどうですかなど、いろいろな話が出るではないですか。そういう視点から言えば、公序良俗に反していると思うのですよ。

今、川上財政課長がおっしゃったように、この場合、学校が変わったからといって、学校施設の耐震化という目的としては変わることはないでしょう。それは財政課としてどうなのでしょう。県の行政というのは、そういった悪質なやり方について、建前上の正当性だけを見るのか、それは間違っているとなるのか、これはもう県民にお聞きしていくしかないのですけれども。というのも、かなり悪質ですからね。平城高校はこれからも続くのだから緊急を要するというで緊急防災・減災事業債を組んで、これでもう大丈夫だなどと言っておいて、裏で奈良高校の移転を決めているのですけれども、寄附に関する権利関係の合意事項の交渉、協議も何もないのですよ。普通、物品を寄附することが多いですが、この期に及んでまだずっと寄附された物品を使い続けているのですから、公序良俗に反しているではないですか。やり方が詐欺に近いのではないかと思うのですよ。やはりこれは行政として絶対に認めてはいけません。きのうも一般質問で言いましたけれども、今般の高校再編について、中には当然合理的な部分がありますので、全部に反対というわけではありません。ですから、合意事項のあるもの、その他正当なものはいいいすけれども、悪質なものには予算はつけてはいけません。財政課というのは、やはりそういった調整をやっていくところだと思いますので、そのようなむちゃくちゃやっているものに対して予算をつけたりしないと思いますよ。そこで調整されるから、健全な行政になっていくというシステムになっているのではないですか。私は公共政策でそのように習いましたけれども。だから、その点厳格にやっていただきたいのですけれども、いかがですか。

○川上財政課長 予算を検討する際には、ご指摘いただいた奈良高校だけではなく、いろいろな事業がありますので、中身をしっかりと議論し、確認した上で予算計上するという考え方です。またいろいろ教育委員会とも議論をした上で、検討していきたいと思っております。以上です。

○川田委員 いや、公序良俗に反しているということに尽きますので、お願いします。

それからもう1点、きのうの一般質問でも少し触れましたが、時間がなかったからあま

り議論できなかった点ですが、平成23年3月に、奈良高校の本校舎と体育館の耐震工事実施設計が完成していて、設計図も全部あります。体育館などでは、長寿命化計画ということもあって、屋上の防水加工や塗装といったものも全部入っているわけです。今般その設計を使うのかと聞いたところ、単価が変わっているの、その再計算をした上で使うという回答を、教育委員会事務局学校支援課から得ています。ただそもそも、そのときに実施設計を決めたということは、そのときに耐震工事をするということで設計しているわけです。それが、きのう帰って録画で一般質問での吉田教育長の答弁をチェックしていたら、予算をいただいたけれども執行するかしないかはなどと、聞いていることと全然違うことを言っていたのですけれども、これはおかしいのではないですか。それについて、きょうは財政を所管する末光総務部長に聞きたいのです。執行担当課の要求に応じて予算案を上げて、議会でも議決されて、決定した予算を執行して成果物もいただいた後、時間がたって、気が変わったからこの執行はなしにするというのは、地方財政法からは絶対にできないでしょう。今回の内容は、先ほど言ったような悪質なもので、公序良俗に反していると思うのです。一般の県民の方をだまして、結局お金を出させたりしているわけですから、これは悪質だと私は思っています。当然正当な理由があれば別で、本当に地震が来て、補強工事を予定していた建物がなくなってしまった場合は、補強したくてもできないわけですから仕方ありませんが、今回の場合、背景などいろいろ合わせていったら、そうではないのではないですか。きょうは総務警察委員会の委員がいらっしゃいますけれども、このような悪質なことを認めるのですか。私はずっと言い続けていますが、内容を詰めて詰めて、今ようやくそこの論理にたどり着いてきたのです。全部を直せと言っているわけではありませんが、やはり適正に予算をつけていく上では、何にしても悪い部分には予算をつけることはあり得ないと思いますので、一例で聞きますけれども、予算を執行した事業について、合理的な理由がなく全く無駄にしてしまうことはできるのですか。

○末光総務部長 今回の奈良高校の耐震工事に係る実施設計の予算については、教育委員会のほうで、耐震化という課題や高校再編という課題を検討した上で決定をされたことだと思います。その決定の経過については、私のほうで悪質かどうかを申し述べる立場にはないと思っていますけれども、いずれにしても検討の経過については、教育委員会のほうで丁寧に説明すべきだと考えています。以上です。

○川田委員 言い方を変えます。教育委員会が説明するべきだと言いますが、財政当局としては、そういうものに予算をつけるということですか。今言った悪質かどうかは別にした

としても、一回意思決定をして、途中まで予算を執行して、成果物ももらっていて、協議もあって、その協議文書も全部残っていて、やることになっていた事業を突然中止したわけですよ。これはできないでしょうと聞いているわけです。吉田教育長は、防災・県土強靱化対策特別委員会で、体育館の補強工事には1億8,000万円かかり、実施設計と工事とではどちらが高額かを考えたらなどという答弁をしていますが、実施設計と本体工事では工事のほうが高いのは当たり前で、本体工事の金額など、もちろん実施設計の段階でわかっているわけでしょう。そのようなことを言うならば、以前予算を教えていただいたかと思いますが、今、(仮称)奈良県国際芸術家村でも何十億円とかけていますけれども、工事に100億円必要で、実施設計よりも高つくからやめるという理論になるではないですか。財政当局はそのようなものに予算をつけるのか、仮に、設計費用を執行した後にやめるとおっしゃったら、それで財政当局はよしとするのですか。絶対によしとはしないでしょう。その論理を聞いているのです。

○末光総務部長 予算の計上は基本的に1年に1回、当初予算においてですので、今回の耐震化と高校再編も見据えた中での事業のような、複数年かかるような大きな事業については、予算を計上した時点の状況がその後もずっと前提として続くかどうかは、一概には見通し切れないことがあるかと思いますが。したがって、予算を計上した後、あるいは執行した後の事情の変更もあり得るところで、いたし方のないところもあるかと思いますが。ただ、その場合、このような理由で変わってきた、予算を一部執行したけれども、その前提としている状況が生じなかったというようなことについては、先ほども申しましたが、きちんと関係者の方々に丁寧に説明することが肝要かと思いますが。以上です。

○川田委員 いや、事情の変更などと言いますが、それならお聞きしますが、予算をつけて実施設計するということは、改築であれ何であれ、本体工事をするということではないですか。実施設計だけやって、そこから改めて検討することなどあり得るのですか。

○末光総務部長 結論としては、実施設計をした上で、その後に検討した結果、本体工事をするには至らなかったということで、あり得るかと言われれば、そういうことだと思っています。

○川田委員 それは途中でやめてもよいということですか。大事なところだと思いますよ。そのようなことを認めない裁判例などもあるではないですか。合理的な理由がない場合は認められないわけでしょう。なぜ認めることができるのか、その論理を言ってください。

○末光総務部長 その点については、県議会等でも吉田教育長のほうから説明をしている

かと思えます。

○中村委員長 川田委員、この件に関しては議論はかなり尽くしていると思うので、それも踏まえて質問をお願いします。

○川田委員 吉田教育長が説明していると言うけれども、説明されていないのですよ。教育委員会に聞いても同じような説明しかされないから、私は財政当局に対して、途中でやめてももう関係ないということで、予算をつけるのかと聞いているわけです。実施設計というのは、工事をやるためにするわけですから、普通、その後の状況が変わったなどということはないですよ。地方財政法第4条に関する裁判例などもたくさんあるではないですか。一定裁量権はあったとしても、著しくおかしいものはやはり認められないわけでしょう。それに、きのうの一般質問でも違法がはっきりしましたけれども、そもそも中止する権限は教育長にあるわけではなく、法律上は、教育委員会に決定権があるのです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条ですから、教育委員会の合議事項ですよ。それなのに、きのうの答弁で、教育委員会事務局で勝手に決めたことが明確になったわけですから、違法ではないですか。例えば、議会で議決されたことを担当の課長が勝手にとめているのと一緒で、公序良俗に反しているのではないかとやっているわけです。公序良俗に反しているか、反していないかは幅はあって、一概には言えないとは思いますが、そこはやはりきちんと厳格にやっていただかないといけません。それは誰がチェックするのですか。

○末光総務部長 予算の執行のことですので、そういった決算については、監査でしかるべくチェックをされると思います。総務部長の立場としては、独立性を持って判断をしている監査委員の判断が仮にあったとして、それに対して何らか言うことは差し控えたいと思いますけれども、次の予算編成の際には、監査結果等を考慮することは当然ですので、そういったいろいろな形で総務部としてもすべきことをしていきたいと思っています。

○川田委員 住民監査請求という手段もありますが、時間がかかります。もう緊急の状態ですから、自分でチェックしていくのは当たり前のことです。一応三権分立ですが、もし国務大臣が国会で、自分で判断できないからといって、何でも全部司法判断を待つなどというような答弁をしたら、首が飛びますよね。それはないと思いますので、何らかのチェックを厳しくやってください。やはり財政当局としての姿勢は絶対大事だと思いますので、よろしくをお願いします。中村委員長の指摘もありましたので、この件は終わります。

次の質問も、末光総務部長にお願いすることになるかと思えます。平成時代が平成31

年で終わるわけですが、長いか短いかはわかりませんが、湾岸戦争から始まり、リーマンショックもそうですが、いろいろなことがあった激動の時代だったと思います。この平成時代を振り返る中において、地方財政ほどの団体も大体似たり寄ったりかもしれませんが、平成の奈良県財政を総括することは、やはり絶対に大事だと思うのです。新天皇のご即位で新しい時代が始まるわけですが、平成時代の反省のもとに、新しい時代に入っていくという総括は必ずやるべきだと思います。これは各所属共通で言えることだと思いますが、まず財政についてお聞きしたいです。一言では難しいかもしれませんが、総括的にご答弁をいただきたいと思います。

○末光総務部長 平成時代を全部振り返るとなかなか長くなりますけれども、振り返ると、平成元年度の当初予算は4,041億円で、今年度は5,067億円ですので、平成の初めは今と比べて約80%の予算規模でした。その後の当初予算の編成に関しては、川田委員がお述べのリーマンショックや三位一体の改革による影響など、その年々でさまざまな難しさがあったかと思います。

県債残高の推移を見ると、平成元年の2,959億円から平成30年度末では1兆304億円になる見込みであり、ピークは実は平成26年度末の1兆700億円だったので、平成の30年間で県債残高が3.5倍にふえているということがあります。そのうち平成13年度から始まっている臨時財政対策債、いわゆる赤字地方債が年々顕著に増加しており、今、県債残高全体の約4割、43%となる見込みです。当然これは将来世代への負担の先送りになりますので、この県債残高をいかにコントロールしていくかが、この平成の30年間の中でどんどん蓄積されてきた課題かと考えています。いずれにしても、持続可能な財政運営の維持と必要な施策の実現を両輪として、県政諸課題に財政の面からも積極果敢に取り組んでいくことが求められていると思っています。以上です。

○川田委員 短時間でそれこそ全部は無理だと思いますが、今は予算編成時期でお忙しいと思いますから、落ちつかれたら、一回そのような資料をまとめて提出してください。国でも今まとめて出していますし、総括は絶対に必要です。私が聞いているからではなく、県民に対して、奈良県の平成時代の総括について説明する責任があると思いますので、よろしく願いしておきます。

平成時代を振り返った私の感想ですが、臨時財政対策債が始まって、結局、将来世代のお金を現在に使うシステムができてしまったということです。現在生きている人間は使うほうですから、甘えて使ってしまったのですが、交付税及び譲与税配付金特別会計

の借入金も全然減っておらず、それもいずれ返していかなければいけませんから、かなり多額の金額です。地方財政計画上は、1年で1兆円くらいを返して60年くらいかかるという大まかな試算が出ていますが、この状況が健全かという点、健全ではないと思いますので、やはりそのあたり対策を講じなければいけないのは、今の末光総務部長のご答弁のとおりだと思います。

もう1点が、平成19年以降、今の荒井知事県政が始まってから、基金残高もずっとふえ続けています。当然波はありますけれども、平成の初めは700億円くらいだったのが、今では1,600何億円くらい、数字が間違っていたら申し訳ないですが、とにかくそのような状況にあるということで、本来住民のために使うべきお金をなぜここまで積み立てる必要があるのかは、以前から指摘させていただいているところです。今般の高校の耐震化の問題もそうですが、生徒の命や安全を守るためですから、本来お金をかけなければいけないところであり、いわば義務的なものだというのは、当たり前の話ですよ。そのような義務的なものにお金を使っていないのですから、やはり新しい時代に向けて、もう一回予算配分の優先順位を明確にしていく必要があると思うのです。納税者としては、まずは義務的なものをやっていただきたいというのが一番強いと思うのですよ。プレミアム商品券は経済対策ですけれども、これがほしいということで納税している方はいないでしょうから。どこの所属もそれぞれ不満はありますけれども、やはりそのあたりは絶対に外せない原点ではないかと思っておりますのでね。特に、私は前から言っていますし、先ほども言いましたけれども、警察本部の予算は著しく悪く、安田前警察本部長もご指摘もされていましたが、47都道府県の中でも非常に低く、以前に、制服がぼろぼろでも買う予算がないなどという一例も挙げましたけれども、そういった基本的事項にはしっかりと予算を配分していただく必要があると思います。この平成時代を振り返った場合、納税者の気持ちに立っていただくということは、かなり大きく反省すべき点ではないかと思っております。今、悪いことばかり言いましたが、いいこともありますので、悪いことが目立ってしまいましたが、その辺はぜひとも総括のまとめの中で入れていただけるようお願いをしておきます。予算執行のチェックも、しっかりとやっていただくようお願いします。

次は、観光に関する質問です。今、観光客がかなりふえてきていますけれども、観光客に多く来てほしい、誘客のためにどのような施策をしたらいいのかということは、よく聞く話ですので、ふえたこと自体は非常によいと思います。ただ、以前から聞いていることですけれども、観光客による受益圏と受苦圏、特に受苦、苦しみを受ける圏内の方につい

ては、しっかりと議論していく必要があると思います。どこまでできるかは問題ですが、対策も考えていかなければいけないと思いますが、その点のお考えはいかがですか。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 川田委員からは、以前も受益圏と受苦圏について質問をいただいたと記憶しています。今のところ調べている中での話になりますけれども、この受益圏と受苦圏については、社会資本整備等の分野で、その施設に起因して恩恵を受けることを受益圏、環境の面で苦痛や損害を生じることを受苦圏という考え方だと認識しています。

ただ、いろいろ調べてはいるのですが、今のところ、観光の分野において、受益圏と受苦圏という考え方をもって概念を整理しようとする研究は、まだ承知していないのが正直なところですが、しかしながら、川田委員がお述べのように、観光客がふえ過ぎて住民の方や地元自治体にマイナスになるようなことについては、近年では、国内外とも著名な観光地では、過剰なインバウンドの増加が原因とされるオーバーツーリズムという問題が生じているところが既にあることも承知しています。県としては、持続可能な観光地となる必要がありますので、そういった問題が顕在化している地域の事例も含めて、観光の分野での負の側面にも目配りしていく形で、今後勉強をさせていただきたいと思います。以上です。

○川田委員 すぐに何がというのは出てきませんが、先日の関西広域連合議会で、京都市議会の議員がそのようなことを訴えておられて、一般市民がバスにも乗れないから、本当にもうこれ以上観光客に来てほしくないなど、いろいろおっしゃっていて、大変だと思って聞いていました。それと奈良県とを比較するのはどうかと思いますし、奈良県もそこまで言えるくらいになればいいのですが、ただ、私は昔、環境政策学というものをやっていたのですが、そこでよく勉強したのは、観光客がたくさん来てもうかる方、利益を得る方もいるし、逆に、観光客が前ばかりを通過して迷惑するという方もいらっしゃるということへの配慮は、やはり必ず考えてやらないと、特に観光などでは、そこを大間違いするということをよく習いました。ですから、何がどうかということは研究していただければいいと思いますが、やはり受苦のほうに目を向けていただくようよろしくお願いします。

基本的なところですが、日本に観光客がなぜふえているのでしょうか。嫌みではないですが、奈良県で取り組んだ施策によって、観光客が一気にふえたということはないと思います。それでも、日本で全体的に観光客がふえていますので、その本質を見ておかないと、将来の施策にかかわりますし、お金を考える役目である財政当局にもかかわってくる

と思います。なぜこれだけふえたのかについて、どのように見られていますか。

○岡本インバウンド・宿泊戦略室長 全国的な外国人観光客数の増加についての話ということでしたので、その紹介をさせていただくと、ご存じのように、増加の傾向は少しずつですがこれまでから続くものであり、前回の東京オリンピックや大阪での国際博覧会の頃から既にその傾向が見られるようになっていました。急に加速度的にふえだしたのは平成23年の東日本大震災以降であり、国全体の来訪外国人の人数を平成23年と今とで比べると、平成23年が622万人であるのに対して、平成29年には2,869万人ということで、6年間で4.6倍の伸びになっています。この要因については、国全体のことです。観光庁や日本政府観光局（JNTO）が分析していますが、一番大きな要因としては、近隣のアジア諸国の経済成長が挙げられ、中国、インドネシア、ベトナム、フィリピンなどが大きく伸びています。個々の要因としては、日本と世界各地を結ぶLCC（格安航空会社）市場の成長やクルーズ船の日本への入国の増加、あと手続面では、滞在期間の増、有効期間の延長、手続の簡素化といったビザの緩和措置が平成26年頃から進んでいること、それに加えて、円安の進行や都市部、地方部両方の免税店舗数の拡大による来られた方の旅行消費額の増ということが挙げられています。県としても、この分析のとおりと承知しています。以上です。

○川田委員 私の研究によれば、当たっているかどうかはわかりませんが、この20数年間はずっと、平成の時代にほぼ重なることになりませんが、GDPもほとんど伸びておらず、物価も上がっていないわけです。一方、アメリカや中国では右肩上がりにずっと上がっており、名目値から実質値を算出するための物価指標であるデフレーターなどから物価上昇がどのくらいかを見ていくと、アメリカでは、平成の初めと比べて2倍近くになっています。逆に、日本ではほとんど変わっていませんから、通貨価値がかなり変わっていると思いますし、当然通貨の発行量も変わっていると思います。バブルの逆状態みたいになっていて、日本に来たら何でも安いわけです。今、アベノミクスで日本のGDPを右肩上がりに上げようということで、経済財政諮問会議だと思いますが、成功した場合の見通しを出していますが、トレンド自体が戻ったら変わってくるでしょうけれども、今のままでいけば、日本のGDPはまだ横ばいで、若干上がりかけたところです。アジアからの観光客は、当然アジアの経済発展もあるから、近くの日本に行こうということで来られている方が多いと思いますが、1回行ったから2回目はもうやめておこうとは、あまりならないと思うのです。ですから、この経済分析の結果としては、観光客が多い時代は結構長く続くと思

ているわけです。それから考えれば、観光に対する投資は今やっておく必要があるのであって、状況が変わってしまっ、何年も数十年もたってからではもう遅いということになるかもしれませんので、その辺の研究もあわせて、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問ですが、人事の関係です。以前もご相談させてもらいましたが、最近、教育委員会事務局といろいろお話しする機会がありますが、行政的な話を通じないという印象が結構あるのです。知事部局の職員には結構話が通じますので、これは何が原因か、私もいろいろ考えたり悩んだりしていたのですけれども、結局、教育委員会事務局の職員定数の半数以上について、教員の方が事務職員として配置されていることに原因があるのですよ。教育委員会事務局の職員のうち指導主事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律上、教育公務員特例法という特別法に規定する教員を充てると定められていますが、普通は、定義のようなものは定められていると思ひます。ところが、事務職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律でも「任命する」とされているだけで、その任命権だけで適当にというわけではないでしょうけれども、いろいろ任命されているのですけれども、教員というのは、指導主事に任命するのは法律に書いてあるからいいにしても、本来、学校で教員をやるべきなのです。それから、学校の事務職員についても書いてありますが、教育委員会事務局はまた違って行政職でしょう。

昇任についてもすごく疑問があつて、人事評価制度は最近変わりましたが、教員は教員としての評価、事務職員は事務職員としての評価をされているわけでしょう。事務職員の若い方とも課長などともお話しさせてもらつと、若いときからいろいろな所属を異動して、いろいろな行政をずっと見ていくようになっていて、その中で行政判断ができるように能力が高まってきた、そして管理職になって、その経験を生かして行政判断をしていると思ひます。ところが、教育委員会事務局の場合を調べてみると、過去に何回か教育委員会事務局の経験がある教員が、それだけで課長になったりしていて、普通、それでは行政判断ができないのではないですか。日本は、公務員の任用を資格や成績を基準に行うメリットシステムですから、昇任の判断は試験等でやらなければいけませんし、それ以外の選考による場合でも、国家公務員法に「能力の実証に基づく」と書いてあるのですから、それはきっちりやっていかなければいけないのに、何だかアメリカのスポイルズシステムみたいに気に入ったから登用している感じではないですか。

なぜそれを言うかという、職員定数の問題があるからです。教員の定数は、市町村から意見を聞いて決めていると書いているのを見ましたが、それだけ大量の教員が教育委員

会事務局に来ているということは、教員定数をとり過ぎていてのではないですか。余裕がなかったら、そのようなことはできないでしょう。すぐに答えが出る問題ではないですけども、職員定数条例は教育委員会事務局を含めて知事の所管で、教育委員会の意見のもとで出しているのですけれども、また次の議会までに、その辺について法解釈の分析もしていけないと、教育委員会事務局が何か教育村になっているような感じがするのです。教育委員会事務局は、教育行政という行政事務を所管するところですから、教育村にははいけませんよ。高校の耐震問題のような、ずさんなこともたくさん明らかになってきて、いろいろな人に迷惑をかけて、生徒たちも振り回されているのに、教育委員会は一回も反省の弁も謝罪もありませんから、そのような行政はないと思うのですけれども。そのあたりの行政法の捉え方は、やはり行政事務をやってこられた職員と別の世界におられた方とは、大きな違いがあると思います。私は行政事務はなめてはいけないと思っていますし、職員が持っている能力で県民のためにやっていただくのが本来の人事行政だと思っています。乾人事課長には、研究していただいて教えてくださるよう要望しておきますので、よろしくをお願いします。以上で終わります。

○中村委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見もないようでございますので、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告でございますが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は反対討論をされますか。

○山村委員 します。

○中村委員長 それでは、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いをいたします。

次に、川田委員は反対討論をされますか。

○川田委員 やります。

○中村委員長 それでは、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いを申し上げます。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終了いたします。